

ハッ場ダム建設再開は許さない!!

～不要不急の公共事業が続々復活?!～

日時:2012年1月17日(火) 16:00～18:00

会場:国会議事堂前の衆議院第一議員会館大会議室



◆基調講演

「民主党は生き延びられるか 増税と公共事業」

五十嵐敬喜(法政大学教授・元内閣官房参与)

◆報告

「ハッ場ダム再開決定ドキュメント」

まさのあつこ(ジャーナリスト)

「新たな治水理念の構築を放棄した有識者会議」

今本博健(京都大学名誉教授)

「負の遺産“ハッ場ダム”建設再開の流れを反転させるには」

嶋津暉之 (ハッ場あしたの会 & ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会)

「続々と復活する不要不急の公共事業」

・外環道

大塚康高(外環ネット)

・千歳埋め立て

陣内隆之(ラムサール・ネットワーク日本)

他、参加団体より発言

国会議員の挨拶(随時)

「ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会」より挨拶

集会宣言 採択

【主催】緊急抗議集会実行委員会 構成団体:ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会、ハッ場あしたの会、ダム検証のあり方を問う科学者の会、ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会、全国自然保護連合、ラムサール・ネットワーク日本、道路住民運動全国連絡会、水源開発問題全国連絡会、外環道7区市ネットワーク(外環ネット)

緊急抗議集会
ハッ場ダム建設再開を許さない！
～不要不急の公共事業が続々復活

ページをクリックするとそのページが開きます

目 次

	ページ
○ 民主党は生き延びられるか。消費税と公共事業（五十嵐 敬喜）	1
○ ハッ場ダム再開決定ドキュメント（まさのあつこ）	2
○ 新たな治水理念の構築を放棄した有識者会議（今本博健）	4
○ ハッ場ダムは時代錯誤の産物	8
○ ハッ場ダムが進められた場合の近未来シミュレーション	12
○ ハッ場ダム建設再開の流れを反転させるには	19
○ ダム事業推進の手段と化したダム検証	27
続々復活する大型公共事業	30
○ 外環道は、いま必要か（外環道7区市ネットワーク）	31
○ 泡瀬干潟の埋め立て工事再開に抗議する！（ラムサール・ネットワーク日本）	33
○ リニア、この巨大な「公共事業」（リニア・市民ネット）	35
○ 新幹線建設にかかわる懸念事項についての申し入れ（長崎「新幹線」の建設中止を求める県民の会）	36
○ 平成24年度原子力関係予算案に対する批判（水源連 氏家雅仁）	37
○ ハッ場ダム建設再開への抗議声明	39
○ 利根川水系河川整備計画の民主的な策定を求める要請（科学者の会）	42
集会宣言(案)	44
賛同団体	45
実行委員会構成団体	46

「民主党は生き延びられるか。消費税と公共事業」

2012. 1. 17

法政大学法学部教授

五十嵐 敬喜

第一 マニフェスト総退却

1. 子ども手当、農業所得補償（ＴＰＰ）、高速道路無料化、ハツ場ダム、消費税、議員定数削減、公務員の削減などなど
2. 公共事業の推進（ダム、新幹線、環状道路）と増税
3. 国民の論理と感情
無駄の削減、復興費用の創出、そして負担

第二 何故こういうことになったのか 問題は複合的

1. 準備不足 政権交代以前
選挙 人集め
政権交代後 パラバラ
2. 権力の虜と官僚支配
3. メディアの問題

第三 構造制約

1. 政治不安定 5人の総理大臣が一年交代とねじれ国会
2. 人口減、財政制約、放射能
3. 分配の政治から縮小の世界に・成長から持続可能性へ

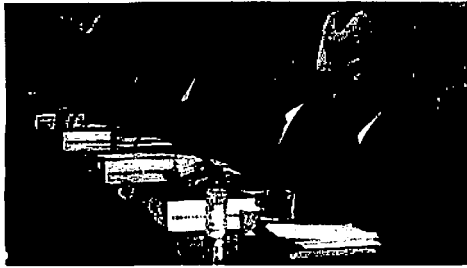
第四 国民主権ということ

1. リコールする権利と負担する義務
不満症候群
2. 学生の無気力と洗脳

第五 民主党をどうするか？

[目次に戻る](#)

ハッ場ダム再開決定ドキュメント



「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」(2011年12月7日)

“ハッ場ダム建設再開は許さない！！”

2012年1月17日 衆議院第一議員会館
まさのあつこ(ジャーナリスト)

1

野田佳彦首相発言

2011年12月24日

24年度予算政府案閣議決定

「政権交代以降、4代の大任の下で予断なく検証してきた結果であります。その中で苦渋の決断だった」

2011年12月29日 (民主党の税制調査会で、初鹿明博衆議院議員と大河原雅子議員らに確認を求められ・・・)

『河川整備計画の策定』と

『生活再建に関する法案の国会提出』の

二要件がハッ場ダム予算執行の前提である」



官邸ウェブから

2

2011年12月8日 ハッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟／民主党群馬県連所属議員が前原誠司政調会長に意見書提出



2011年12月(民主党国土交通部門会議後取材)

Q: 何故推進か?

杓掛哲男衆議院議員(元建設省技監)

「ダム計画は時間がかかる」

大西孝典衆議院議員(元前田武志議員秘書)

「住居移転が終わっている段階で中止は許されない」

民主党国土交通部門会議(座長・松崎哲久衆議院議員)五虫色意見書

3

2011年12月8日 定例会見(政調会役員会後)

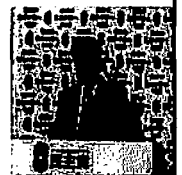
前原誠司政策調査会会長

「部門会議から出された問題について

明確な政府回答を求め、

それが明確にならない間はダムの本体工事に入ることは容認できない」

12月9日、藤村修官房長官に申し入れ。



2011年12月13日 16:51

前田武志国土交通大臣会見

「すでに具体的な疑問点というのは、官房長官経由で受け取っていき、それに対する回答を製作して、党の方に提出しているところなんです。なるべく早くご意見を伺い、こちらからもご説明する機会にしたいと思っています。」



4

2011年12月22日 15:26 藤村修官房長官 会見

●昨夕、党からの申し入れを受け、今日、判断する上で踏まえるべき事項ということで裁定事項を提示しました。政調会長、国交大臣が、裁定を一言一句その通り受け入れるということで私の任務は終わった



官邸ウェブから

●その文章を一言一句その通り(含み笑い)、それぞれが受け入れられたということで、それ以上は私はコメント致しません。

●私は国交大臣に対して、一言一句その通り受け入れてください。「それは受け入れます」ということであったと思います。来年度予算は国交大臣がこの後、金見をされると思います。

(Q: 前原政調会長はこの2条件を述べた上で、その上で本体予算を計上すれば、国交省全体の予算を受け入れないと)

●私はそれは聞いておりません。私はもう一度いいますと、この裁定を一言一句受け入れてください(含み笑い)ということで、了解されて受け入れていただいたということでありました。

5

裁定事項『河川整備計画の策定』と『生活再建に関する法案の国会提出』の一言一句とは？

官房長官裁定

1. 現在作業中の利根川水系に関わる『河川整備計画』を早急に策定し、これに基づき新井点(八斗島)における『河川整備計画相対的浸没』を検証する。

2. ダム検証によって建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム建設予定だった地域に対する生活再建の施策を、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、次期通常国会への提出を目指す。

3. ハッ場ダム本体工事については、上記の2点を踏まえ、判断する。

ハッ場ダム本体工事については、上記の2点を踏まえ、判断する。

6

新たな治水理念の構築を放棄した有識者会議

今本博健

1 いまの治水の欠陥

いまの治水の考え方（理念）は「一定限度の洪水を対象として、洪水を河川に封じ込める」であるが、この方式は明治 29 年の河川法制定以来一貫して採用されてきている。この方式を、一定限度の洪水を対象にすることから、「定量治水」ということにする。

当初は対象洪水に既往洪水あるいはその究極である既往最大洪水が用いられていたが、偶然性に支配される、河川の重要度が反映されない、といった理由により、昭和 39 年の河川法改正以後は確率洪水が用いられるようになっている。確率洪水は論理的であるが、算定に恣意性が入る余地がある。

治水計画では、最初に対象洪水を設定し、それを河道とダムに配分するのが基本方針としている。この対象洪水を「基本高水」と呼ぶことによって絶対的な「出発点」であるかのような錯覚をもたらしているが、単なる一つの手法に過ぎない。

定量治水では、治水対策を基本高水に対応できるように選択する必要がある。例えば、河道の流下能力が基本高水より小さいと、ダムで調節せざるを得ない。これが治水面でダムを必要とする論拠になっている。逆にいえば、基本高水が河道の流下能力より小さい、あるいは河道の流下能力が基本高水より大きければ、ダムは不要である。

このため、ダム批判側がまず注目したのが基本高水の適切性である。とくに確率洪水については、その算定に恣意性が入る余地があるため、それを排除すればダムを必要としない程度にまで基本高水を切り下げられると主張した。「基本高水論争」である。なお、河道の流下能力の評価にも問題があるが、これまでは余り触れられていない。

しかし、基本高水論争では河川管理者が圧倒的に優位である。なぜなら、河川法で基本高水を決めるのは河川管理者とされており、ダムをつくらうとすれば、ダムが必要になるように基本高水を設定できる仕組みになっている。既往洪水や確率洪水は参考値に過ぎず、そのまま採用しなければならないわけではない。たとえ過大であったとしても、安全側として言い逃れができる。

2 これからの治水のあり方

一定限度の洪水を対象にする定量治水には対象を超える洪水に対応できないという治水の根幹に触れる欠陥がある。この欠陥を抜本的に解消しようとしたのが淀川水系流域委員会である。治水の使命は「いかなる洪水に対しても住民の生命と財産を守る」であるが、この使命を果たすには、治水の理念を「いかなる洪水をも対象とし、洪水を流域全体で受け止める」に転換する必要があると提言した。この方式を、いかなる規模の洪水も対象にすることから、「非定量治水」ということにする。

いかなる洪水も対象にすれば、洪水が溢れることもあるのは当然である。このため、「溢れないようにする対策」と「溢れた場合の対策」を同時並行的に実施する必要がある。

非定量治水では、「いかなる洪水に対しても住民の生命と財産、とりわけ生命を守るにはどのよ

うな対策を選択すればよいか」が出発点となる。具体的な対策の多くは定量治水のものと共通するが、定量治水では対象洪水への対応性から対策を決めるのに対し、非定量治水では住民の生命を守ることに有効性から対策を決めることになる。対策が決まれば、対応できる洪水の規模も決まるので、定量治水とは逆の思考である。もちろん、それぞれの対策がどの程度の洪水の規模に対応できるかを知っておくことは必要であるが、そのことで選択が支配されるわけではない。

実際には、実現性や環境に及ぼす影響を考慮していくつかの対策を選択し、早期に完成できるものから順次実施していくことになるが、壊滅的被害をもたらす最大の原因となっている破堤を回避するための堤防補強と万一のための避難対策が最優先になる。

定量治水と非定量治水の違いを把握するため、治水安全度の時間的変化および治水安全性と洪水規模の関係をそれぞれについて比較する。ここに、治水安全度はどのような規模の洪水まで耐えられるかを意味し、治水安全性は被害の度合いを定性的に示すものである。

治水安全度の時間的変化：定量治水では、対策が完成したときに初めて効果が発揮されるようになり、治水安全度は不連続的に大きくなるが、完成までに長い時間を要し、その間住民は危険に晒されたままになる。これに対して非定量治水では、個々の対策による安全度の向上は小さいものの、完成までの時間が短く、対策を順次積み重ねることにより治水安全度は段階的に向上する。なお、いずれの場合でも、際限なく高い治水安全度を求めるのは環境への影響や経費の観点から必ずしも得策でない。

治水安全性と洪水規模の関係：基本高水を河道とダムに配分する定量治水では、基本高水を超える規模の洪水が発生すると被害が一気に拡大する。また、堤防が脆弱なままであれば、対象より小さな規模の洪水でも破堤する可能性があり、破堤すれば壊滅的な被害になる。一方、越水にも耐える堤防補強をした非定量治水では、満水となる洪水規模まで被害の発生がなく、それを超えて洪水が溢れても、氾濫水量は破堤の場合に比べれば少なく、被害が一気に拡大すること可以避免することができる。また、両者の安全性を比較すると、定量治水は満水から基本高水までのごく限られた洪水にはやや優位であるが、基本高水を超える洪水には非定量治水が優位であることがわかる。

3 ダム事業の見直し

ダムに洪水調節機能があるのは確かであるが、その機能は、限定的で、不確実であり、持続性にも欠ける。すなわち、ダムによる洪水調節の効果があるのは河道の流下能力以上でかつ計画以下の規模の洪水という限定的な洪水に対してだけであり、また、ダムの集水域の洪水を調節するだけであるから、降雨が集水域をはずれば機能を発揮できない。さらに、堆砂によりいつかは埋没して、機能を低下・消失する。つまり、ダムはもともと治水には適していないのである。

さらに、ダムは水没を伴い、河川環境にも重大な影響を及ぼす。大規模工事だけに利権も絡みやすい。このため、地元関係者ばかりでなく、一般社会からの批判も大きい。

こうしたことから、ダムは構想から完成まで長い年月を要し、計画が決定されてから数十年を経て完成されないものも多い。その間に社会情勢が変化し、ダムの必要性にも変化が生じる。

しかし、いったん始まった公共事業が見直されることはほとんどなく、実際に見直されるようになったのは、高度経済成長が終りを告げ、財政が逼迫しだしてからである。

ダム事業の見直しの例を挙げると、次のようである。

(1) ダム事業等審議委員会

平成 7 年（1995 年）にダム事業等審議委員会が設置され、他の大規模公共事業に先行して、ダムや堰についての見直しが実施された。この審議会は、委員の選考や会議の透明性について批判があるが、結果として 115 の事業を中止を決定し、「時のアセス」ともいわれる平成 10 年度（1998 年）の公共事業の評価制度の導入にもつながったことで、一定の評価を受けている。ただし、実態は事業の進捗が見込まれないものを中止しただけとの批判もあり、治水の理念に基づく検証ではなかった。

(2) ダムによらない治水を検討する場

平成 20 年（2008 年）9 月に蒲島熊本県知事が川辺川ダムの「白紙撤回」を表明したことを受け、平成 21 年（2009 年）1 月に国交省九州整備局と熊本県により「ダムによらない治水を検討する場」が設置された。

「検討する場」は、「地域の宝」である球磨川において、ローカルな価値観を反映した川づくりを行うために、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について極限まで検討し、地域の安全に責任を負う者の間で認識を共有することを目的としている。ここで注目されるのは、「目標とする治水安全度を設定し、それを達成するための代替案を検討する」という通常の手法でなく、「川辺川ダムによらない治水対策案の提案とその効果や実現性の検証を繰り返し、現実的な治水対策を実施した場合の河川や流域の状況について、参加者間で認識の共有を図る」という手法で進めていることである。

一見、非定量治水を採用しているかのように見えるが、川辺川ダム以外の方法では人吉および横石の基本高水 7000m³/s および 9900m³/s に対応できないため、単に基本高水を対象とすることを放棄したに過ぎない。熊本県は、つくる必要性がまったく認められない県営ダムの路木ダムを強引に推し進めており、治水理念を転換して「ダムによらない治水」を目指したのでないことは明らかである。

(3) 今後の治水のあり方に関する有識者会議

平成 21 年（2009 年）8 月の総選挙で、「コンクリートから人へ」をスローガンに掲げた民主党に政権交代した。民主党は、選挙前に発表した政策集 INDEX 2009 では、「治水政策の転換（みどりのダム構想）」として、次のように述べていた。

ダムは、河川の流れを寸断して自然生態系に大きな悪影響をもたらすとともに、堆砂（砂が溜まること）により数十年間から百年間で利用不可能になります。環境負荷の大きいダム建設を続けることは将来に大きな禍根を残すものです。自然の防災力を活かした流域治水・流域管理の考え方にに基づき、森林の再生、自然護岸の整備を通じ、森林の持つ保水機能や土砂流出防止機能を高める「みどりのダム構想」を推進します。

なお、現在計画または建設中のダムについては、これをいったんすべて凍結し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討するなど、治水政策の転換を図ります。

もし、これがそのまま実行されていれば、日本の治水はすでに定量治水から非定量治水へと転換されていたかもしれない。しかし、国土交通大臣の前原誠司氏が就任直後の記者会見で「川辺川ダムとハッ場ダムを中止する」と発表したことから雲行きが怪しくなった。ハッ場ダムの建設を受け入れるという苦渋の決断をした関係住民や利根川流域の 1 都 5 県の知事が猛反発したことで、河川官僚が主導権を握りだした。

同年 10 月に発表した「平成 21（2009）年度におけるダム事業の進め方」において、直轄・水機

構ダムでは、同一段階内の工事を認めたことにより、ダム中止となればまったく不要な転流工工事が進められ、補助ダムでは、知事の判断を尊重するとしたことにより、本体工事の駆け込み契約が続出した。

とくに問題なのが同年12月に国交大臣の私的諮問機関として設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」である。この有識者会議は、官僚が実質的に委員を選び、非公開で審議するなど、問題の多い会議であるが、同会議の規約に巧妙な罠が仕掛けられている。すなわち、第2条(目的)

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的とする。

これによれば、有識者会議の目的は今後の治水理念を構築することであるが、治水対策案や評価を踏まえることが条件となっている。しかも、河川管理者は治水対策の立案ではこれまでの目標を達成することを求めている。すなわち、定量治水という治水理念のもとで治水対策を立案し、それを踏まえて治水理念を構築しようというのである。これでは構築された治水理念は定量治水にならざるを得ない。新たな治水理念を構築することを目的としながら、これまでの理念を踏襲するように仕向けられているのである。

まさに茶番劇である。ダムに頼らざるを得ないようにしている論拠のもとでは、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換が進められるはずがない。このように仕組んだ河川管理者の責任は重い、それを見逃した民主党政権およびそれを受け入れた有識者会議の責任も重い。

有識者会議の「中間とりまとめ」に沿って作成されたダム検証の手引き「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」にも問題が多い。とくに、事業主体が検証主体になっていることは客観性を欠くものであり、検証を担当する「関係地方公共団体からなる検討の場」は形式的に検証するだけである。実質が伴っていない。

なお、これまでの「検討の場」での検証状況を見ると、事業主体とりわけ国交省河川局の意向が顕著に現れており、ダムの必要性についての検討はきわめて「おざなり」であり、こうした事態を招く原因となった有識者会議の責任は重い。

4 今後の課題

3・11 東日本大震災を持ち出すまでもなく、いまや「想定外」という言い訳は通用しない。それにもかかわらず、治水では一定限度の洪水を対象とする定量治水が依然としてまかり通ったままである。恐らくこれはダムをつくらんがためであり、事業中のダム問題が終止符を打つまで踏襲され続ける可能性が高い。これ以上無駄なダムをつくらせないためには非定量治水への可及的速やかな転換が必要である。

今後の治水理念の構築を目的として設置された「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は一瞬の期待をもたせた。だが、有識者会議は、本来の目的を遂行しようとせず、定量治水のもとでのダム検証の手続きづくりと検証結果の点検に墮している。

非定量治水への転換を実現するには市民の理解と支持が不可欠である。市民が変われば政治家が変わり、官僚主導を正すことも可能である。許し難いのは誤った政策を後押ししてきた学者たちである。恥じて社会から隠遁すべきであろう。

[目次に戻る](#)

ハッ場ダムは時代錯誤の産物

1 利水——水需要が長期的に縮小する時代

1) 1992 年度から減り続けている利根川流域の水道用水

① 一日最大給水量の減少傾向

首都圏(利根川流域 6 都県)の水道の一日最大給水量は減り続けている。1992 年度から 2009 年度までの 17 年間に 182 万 m^3 /日も減っている(図 1)。この減少量はハッ場ダムの開発量に匹敵する水量であり、首都圏の水需要の動向はハッ場ダム計画時(第一回基本計画の告示は 1986 年)と比べると、様変わりしている。

[注]ハッ場ダムの開発量:ハッ場ダムの開発量には通年と非かんがい期(冬期)だけのものがある。

後者をそのまま加算した合計は 22.2 m^3 /秒(192 万 m^3 /日)、これを通年に換算して合計すると、16.5 m^3 /秒(143 万 m^3 /日)である。

② 一人一日最大給水量の減少傾向

首都圏全体では給水人口が多少増加してきたにもかかわらず、一日最大給水量が減り続けているのは、一人あたり給水量がかなりの速度で減少してきているからである。1992 年度から 2009 年度までの 17 年間に一人あたりの給水量は 22%も減っている。

これは節水型機器の普及、漏水の減少、生活様式の季節変化の平準化などによるものである。水洗トイレ、電気洗濯機などの水使用機器は節水型であることが重要なセールスポイントとなっており、水使用機器はこれからも、より節水型のものが開発され、普及していくので、一人あたり給水量の減少傾向は今後もしばらくの間続くと予想される。

(2) 今後も減少傾向が続く利根川流域の水道用水

① 首都圏の人口も近い将来には漸減傾向に

首都圏全体では人口はまだわずかな増加があるが、日本の人口がすでにピークを迎え、漸減傾向にあるので、首都圏の人口も近い将来には漸減傾向に変わるとされている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、首都圏の人口は 2015 年以降は漸減傾向になる。

② 首都圏の水道用水の減少傾向が今後も続くことは必至

首都圏では一人当たり給水量が今後も減り続け、さらに人口も近い将来には減少傾向に変わることから、給水量の減少傾向が今後も続いていくことは必至である(図 2)。

ところが、国交省の利根川荒川フルプラン(利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画)では、将来の水道用水が大幅な増加傾向に転じ、2004 年度から 2015 年度の間に約 1.2 倍に増加することになっている(図 2)。実績の傾向を無視した架空予測で

あり、今回のハッ場ダムの検証はこの架空予測を前提としたものになっている。

(3) 水あまりがますます顕著になり、渇水の影響を受けにくい構造に

水需要の持続的な減少と水源開発事業の進捗により、利根川流域の各都県の水需給は余裕のある状態になっており、水あまりの状況が年々顕著になってきている。

利根川流域の渇水として 1994 年、1996 年渇水が取り上げられ、渇水到来の備えにダム建設が必要という主張があるが、これらの渇水は 15 年ほど前のことであり、当時と比べて現在は水あまりが拡大しているため、渇水が到来してもその影響を受けにくい構造になりつつある。当時でさえ、断水には至らず、ほとんどが給水圧の調整にとどまる給水制限であったから、現在、同様な渇水が来ても生活への影響は小さなものであると予想される。今後は水あまりの拡大でその傾向がますます強まっていく。

以上のとおり、利根川流域の水需要が長期的に減少していくことは確実に予想されることであり、そのような水需要縮小の時代においてハッ場ダムによる新規水源開発が必要であるはずがない。

図1 利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量
実績

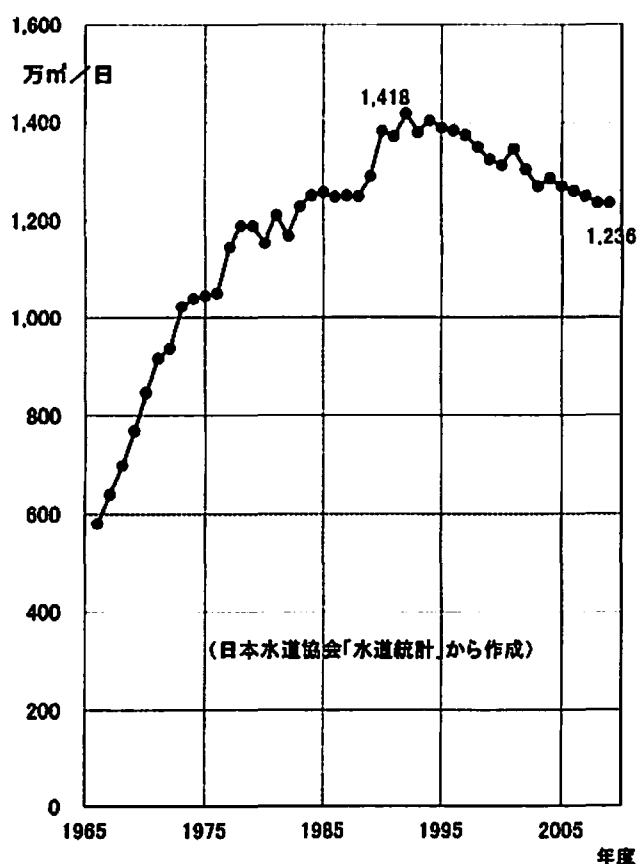


図2 利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量
将来の動向



2 治水思想の転換を！

利根川流域の住民の安全を守るための喫緊の治水対策とは？

(1) 新規の社会資本投資が次第に困難に

政府の行政刷新会議による「提言型政策仕分け」（2011 年 11 月 22 日）では、公共事業についてはここ 20 年間、ダムや道路などの社会資本が顕著に増えていることから、このままでは 2037 年時点で維持・管理費がまかなえなくなるという国土交通省の試算結果が示され、公共事業の「新規投資は厳しく抑制して必要な事業を対象に『選択と集中』の考え方をより厳格に進めるべき」という提言がまとめられた。

公共事業がおかれているこの現実を踏まえて、今後の河川行政においても『選択と集中』を厳格に進めていかなければならない。

(2) 利根川流域の住民の安全を確保するための喫緊の対策

河川整備計画には今後 20～30 年間に行う事業の内容が盛り込まれることになっているが、上述のとおり、新規の社会資本投資の先細りによって、それらのすべてを実施することは困難であるので、流域住民の安全を確保するための喫緊の治水対策を厳選しなければならない。

利根川水系における喫緊の治水対策は、脆弱な堤防の強化対策とゲリラ豪雨による内水氾濫への対策である。

Ⅰ 脆弱な堤防の強化対策

国土交通省の調査により、利根川及び江戸川の本川・支川では、洪水の水位上昇時にすべり破壊やパイピング破壊を起こして破堤する危険性がある脆弱な堤防が各所にあることが明らかになっている。国土交通省によれば、浸透対策が必要な区間の割合は利根川 62%、江戸川 60%に及んでいる。脆弱な堤防では洪水時に河川水が堤内地に漏水する現象が起きることもある。もし破堤すれば、甚大な被害をもたらすので、脆弱な堤防の強化工事を急いで進めなければならない。

Ⅱ ゲリラ豪雨による内水氾濫への対策

2011 年 9 月上旬の台風 12 号で群馬県南部で記録的な大雨があり、県内で床上浸水 14 棟、床下浸水 89 棟の大きな被害があった。この時、利根川とその支川からの越流はなく、浸水被害は被災地でのゲリラ豪雨による内水氾濫^(注)（小河川の氾濫を含む）であった。近年はこのようなゲリラ豪雨が起きることが多くなったので、排水機場の再整備など、内水氾濫対策の実施も急務である。

〔注〕内水氾濫：市街地等で降った雨水の排水が間に合わず、水路などから水があふれ出る洪水

(3) ハッ場ダムの治水効果は小さい

ハッ場ダムの検証ではハッ場ダムの効果を従前の公表値より格段に大きくしたため、河道掘削案などの治水代替案の費用が跳ね上がり、その結果としてハッ場ダムが最も

有利となったが、このハッ場ダムの効果は机上の計算によるものであるので、計算の前提条件の置き方で変わってくる。

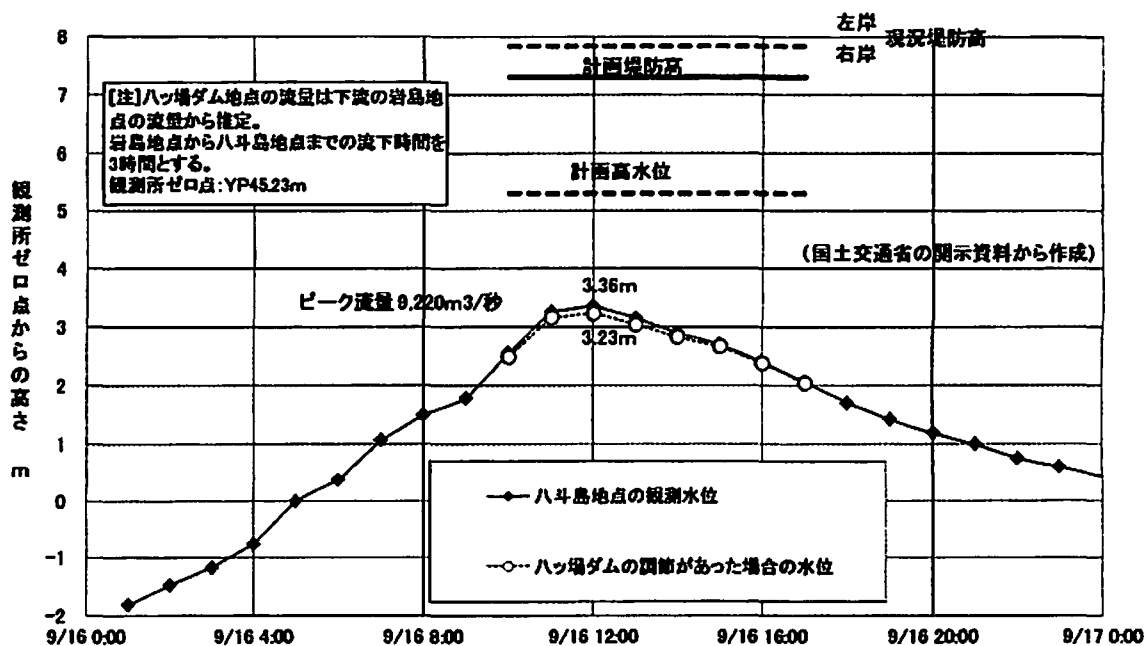
ダムの治水効果は不確かな机上の計算ではなく、観測流量から求めるべきである。最近 60 年間で最大の洪水（1998 年 9 月洪水）について岩島地点（ダム予定地のすぐ下流）の観測流量からハッ場ダムの効果を八斗島地点で計算すると、その治水効果は最大に見ても洪水ピーク水位をわずか 13cm 下げるだけであった。この洪水の最高水位は堤防天端から 4.5m も下にあつて、確保すべき余裕高 2.0m を大きく上回っていたから、この洪水時にハッ場ダムがあっても何の寄与もしなかった（図 3）。

なお、ハッ場ダムの洪水ピーク削減効果は、八斗島地点から江戸川、利根川下流へと流れるにつれて、次第に小さくなっていくことが国土交通省の計算で明らかになっているので、八斗島地点より下流でもハッ場ダムは意味を持たない。

このように最近 60 年間で最大の洪水でもハッ場ダムの必要性が見られないのであるから、ハッ場ダム事業にはすぐに実施しなければならない緊急性が見当たらない。

以上のとおり、今後は新規の社会資本投資は次第に困難になっていくので、利根川流域の住民の安全を確保する上で喫緊の治水対策を厳選しなければならない。緊急性がないハッ場ダム事業に河川予算を回す余裕はなく、喫緊の治水対策である脆弱な堤防の強化対策とゲリラ豪雨による内水氾濫への対策に河川予算を集中投資することが急がれている。そのように河川予算の使い方をすみやかに転換しなければ、利根川では氾濫の危険性のある状態が半永久的に放置されてしまうことになる。

図3 八斗島地点におけるハッ場ダムの洪水調節効果 1998年9月16日洪水



目次に戻る

ハッ場ダム事業が進められた場合の近未来シミュレーション

1 ハッ場ダムの工期と事業費は？

(1) ハッ場ダムはいつ完成するのか？

ア 2018 年度完成と国交大臣が答弁

現在の基本計画では 2015 年度末完成であるが、2011 年 2 月 4 日の衆議院予算委員会で、当時の大畠章宏国交大臣が「建設再開の場合、完成は現行計画より 3 年遅れの 2018 年になる」との見通しを明らかにしている。

イ 工期の遅れの原因—付替鉄道の工事の遅れ

新駅付近の用地買収が難航すれば、完成は 2018 年度末よりさらに先に

関東地方整備局は政権交代の中止方針が工期遅れの原因であるかのように説明しているが、実際は付替鉄道の工事の遅れが原因である。

付替鉄道は政権交代後も従前どおりの工事を継続してきた。計画では 2011 年 3 月末完成予定であったが、川原湯温泉新駅付近の用地買収が難航し、いまだに完成せず、用地買収の目処が立っていない。

付替鉄道が完成して、ダム本体予定地を通過する現国道を廃止しないと、ダム本体の本格的な工事を始めることができないので、ダムの完成が 2018 年度末よりさらに遅れることも予想される。

ウ 試験湛水中に地すべりが発生すれば、工期がさらに延長

ハッ場ダム予定地は地質が脆弱であるので、試験湛水を始めれば、国交省が示した追加対策だけでは地すべりが頻発し、工期がさらに延長される可能性が十分にある。

試験湛水中に地すべりが発生し、その対策工事のために工期が大幅に延長された例

大滝ダム（奈良県）地すべり対策で完成予定を延期 2003 年度 → 2012 年度

滝沢ダム（埼玉県）地すべり対策で完成予定を延期 2005 年度 → 2010 年度

(2) ハッ場ダムの事業費はどうなるのか？

ア 現在の計画

ハッ場ダム建設事業の事業費 4,600 億円

（水源地域整備事業と水源地域対策基金事業も含めると、5,800～5,900 億円）

イ ハッ場ダムの検証で事業費の増額が明確に

関東地方整備局の事業費の試算結果で明らかになったこと

（ダム事業を再開した場合の増額）

- 事業費の増額分－減額分 33.6 億円
- 安全対策のための増額*

①追加的な地すべり対策の点検による増額	109.7 億円
②代替地の安全対策の点検による増額	39.5 億円
● 代替地の整備費用の大半の負担 ^{※※}	約 100 億円
計	約 280 億円

※安全対策のための増額

1 年足らずの点検によるものであるので、地質ボーリング調査などに基づく本格的な点検を行えば、さらに増額されることが予想される。

※※代替地の整備費用（現在は事業費の枠外になっている）

代替地はいまだ造成中であるので、整備費用（2009 年度までで約 95 億円）は今後増額され、分譲収益で対応できない分は事業費に上乗せされることは必至である。

分譲収益はせいぜい 20 億円（134 世帯×100 坪×15 万円/坪÷20 億円）

他のダム事業の代替地は農地等を転用して造成するので、その造成費用はさほど高くなることはなく、分譲収益で概ね対応できる範囲にとどまる。ハッ場ダムの場合は山の斜面への造成など、地形条件の悪い中で代替地を無理してつくっているの、造成費用がきわめて高額になっている。

ウ 東京電力の水力発電所への減電補償

ハッ場ダムの運用に伴って、吾妻川の流量の大半を使っている東京電力の流れ込み式水力発電所への送水量が大幅に減少する。それによる発電量の減少に対して高額の補償が必要となり、事業費の更なる増額が予想される。

ところが、国交省はハッ場ダムの検証の中で、次の試算結果を示し、東京電力の減電率は 2 % だけであって、群馬県営のハッ場発電所を入れた発生電力量は増加するとした。

「国土交通省が独自に行った概略的な試算によれば、発生電力量については、ダム建設前は 5 億 7700 万 kwh（東京電力）、ダム建設後は 6 億 400 万 kwh（東京電力 5 億 6300 万 kwh、群馬県 4100 万 kwh）になるとの結果を得ている。」

しかし、この試算に用いた元資料を入手して減電量の計算を行ったところ、国交省の試算とは全く異なり、群馬県営ハッ場発電所も入れた発生電力量は 25～35 % も減少し、東電への減電補償額が 150～200 億円以上になるという結果が得られた。国交省の試算は減電補償による事業費増額を打ち消すための恣意的なものであると考えられる。

(3) 下流都県は工期延長と事業費増額に同意できるのか？

関係都県はハッ場ダム建設事業の事業費 4600 億円、2015 年度末完成という約束のもとに事業費増額と工期延長の基本計画変更（2001、2004、2008 年度）に同意してきた。今後の事業費再増額と工期再延長を関係都県は受け入れることができるのだろうか？

ハッ場ダムの検証の中で開催された「ハッ場ダム検討の場」幹事会で、関係都県は事業費増額と工期延長に対して拒絶反応を示し、現在の基本計画の遵守を国に執拗に求めてきたから、基本計画の変更は容易なことではない。

ハッ場ダムは事業を再開しても混沌たる状況になっていくことが予想される。

2 ダム湖周辺の地すべりの不安

ハッ場ダム湖予定地周辺は脆弱な地層のところが多く、ダムができて湛水し、水位を上下させると、地すべりが誘発される危険性が高い。それにもかかわらず、これまで国交省はわずか3箇所だけ安易な対策を行うことしか計画してこなかった。地すべりの危険性を指摘する声が高まったことにより、国交省は2010年から始めたハッ場ダムの検証の中で地すべり対策の点検を行った。

その結果、約110億円の費用をかけて新たに8地区（地すべり地と未固結堆積物斜面）で地すべり対策を実施することになった。この報告書を専門家が検討したところ、国交省の点検はきわめて不十分なもので、国交省が示す対策を実施しても、ダム湛水後はダム湖周辺の地すべりの危険性がなお続くことが明らかになった。具体的には次のとおりである。

（1）精査対象地すべり地、未固結堆積物斜面以外は崩壊危険度の検討なし

今回の点検では湛水の影響がある地すべり地形として、18地区37箇所が選定されたが、そのうち、保全対象物と規模から精査対象地すべり地は3地区5箇所に絞られ、対策工法が検討された。しかし、残りは、必要に応じ精査実施4地区12カ所、原則精査しない11地区20箇所としているだけで、それらの崩壊危険度については何ら触れていない。これは精査対象外の地すべり地が湛水後に崩壊しても、国交省としては全く関係ない、知りませんと言っていることに等しい。

（2）精査対象地すべり地3地区5箇所も安定解析の結果に信頼性がなく、対策工法に不安がある。

① 安定解析の問題

地下水位、土の単位体積重量、すべり面強度は安定計算において決定的に重要な数値であるが、これらの数値は現地調査で求めたものではなく、既存データからの推定値を採用している。したがって、安全解析の結果として示されている内容は信頼性が乏しい。

② 対策工法の問題

コストの面からアンカー工ではなく、安易な押え盛り土工が採用されているが、この工法には不安がある。貯水池の水面下に押え盛り土を設けても、押え盛り土自体が浮力を受けるため、その効果が削がれるし、さらに湖面の水面変動や水流により、押え盛り土自体の変状が起きることも予想されるが、変状の確認は水面下であることから確認が容易ではない。また、押さえ盛り土はダムの貯水容量を減らすので、ダム計画自体の再検討が必要となる。

（3）未固結堆積物斜面の安定解析の結果にも信頼性がない。

今回の点検では、地すべり地形以外に未固結堆積物斜面も扱っている。これはこの地域の平坦面に堆積する応桑岩屑堆積物等の未固結堆積物からなる斜面を対象したものである。未固結堆積物斜面6地区19カ所について安定解析を行い、その結果により、5地区5箇所についてのみ押さえ盛り土工を実施することになっている。

安定解析では未固結堆積物の性状を試験値の事例から設定したとしているが、しかし、

未固結堆積物である応桑岩屑堆積物は極めて不均質な堆積物であって、参考とする試験値数が非常に少ないため、物性評価は信頼性が低い。したがって、安定解析の結果の信頼性も低く、対策不要と判断された箇所も湛水によって崩壊の危険がある。また、対策実施箇所も今回の点検で示された対策では崩壊を抑えられない可能性が十分にある。

3 川原湯温泉街はどうか？

(1) 打越代替地に移転する旅館は何軒？

川原湯温泉街の旅館数はかつては 20 軒程度あったが、現在は 5 軒になっている。

この 5 軒全部が打越代替地に移転するかどうか不明である。その他に現在休業中の旅館が打越代替地に再建されることも考えられるが、その可能性は小さいとされている。

(2) 配湯施設の維持費用の問題

国交省によれば、源泉から打越代替地へ湯をくみ上げる配湯施設が 2012 年 5 月に暫定的に出来上がり、代替地移転後の各旅館への湯の供給が可能になるとされている。湯の供給方法は「循環配湯」方式で、地域内に引いたパイプを環流させ、未利用の湯は配湯施設のタンクに戻して再び供給する方式である。温泉資源の有効利用策として各地の温泉で採用されている。現在の川原湯温泉は源泉から各旅館へ「たこ足」方式で湯が供給されている。

配湯施設の設置はダム事業の補償で行われるが、その維持管理費（年間 2,000 万円程度）はいずれは地元負担になるとされている。数少ない旅館が打越代替地に移転して営業する場合、(3) の地域振興施設の維持管理費も含めて、地元は負担し続けることができるのだろうか。

(3) 地域振興施設の維持管理費の問題

川原湯地区に木造平屋建て約 825 平方メートルの地域振興施設が設置されることになっている（2012 年度着工予定）。郵便局や観光案内所、足湯、研修室、貸自転車置き場、テナントスペースが並ぶ造りで、建設費は約 3 億円、利根川・荒川水源地域対策基金（5 都県）の負担で建設される。

問題は維持費用の地元負担である。朝日新聞群馬版 2011 年 4 月 27 日に次のように書かれている。

「テナントスペースに温浴施設を組み入れた場合、人件費を含めた年間の維持管理費は 2900 万円で、収入は 550 万円。『入浴料 300 円で 1 日 50 人の利用を想定した。ものすごく多い数字』とコンサルは甘い試算を認めた。温浴施設なしの場合はそれぞれ 2100 万円、100 万円とはじき出した。出資者の 5 都県は、民主党政権がダム中止を打ち出す前から維持管理費は負担しない方針を示している。」

地元負担になった場合、地元は毎年 2000 万円を超える維持費用を負担し続けることができるのだろうか。

(4) 観光資源の問題

ア ダム完成後は美しい吾妻溪谷の喪失

吾妻溪谷の最上流部はダム工事で破壊され、残された中下流部もダム完成後はダム直下となり、岩肌を洪水が洗うことがなくなり、時を経るにしたがってコケが覆い、草木が茂って今の景観美が失われてしまう。

イ ハッ場ダム湖は観光資源にならない

打越代替地からハッ場ダムの堤体の上に行く遊歩道がつくられ、ハッ場ダム湖を観光資源にすることが考えられているが、ハッ場ダム湖は次の二つの理由で観光資源になるような代物ではない。

○ 観光シーズンの夏期には水位が 28 メートル以上も低下

夏期は洪水期になるので、洪水調節のため、6 月後半から水位を下げ、7～9 月は水位が満水位から 28 メートルも低下した状態になる。渇水になれば、その補給のため、水位はもっと下がる（最大で満水位から 47 メートル下）。10 月になっても雨の降り方が少なければ水位が下がった状態が続く。満々と水をたたえたダム湖ではない。

○ 水質の悪化

ハッ場ダム予定地の上流域には数万人が住み、草津温泉、万座温泉などの観光地に数多くの観光客が訪れる。また、北軽井沢等で約 6 六千頭の牛が飼育され、孀恋の広大なキャベツ畑などがあるので、多量の栄養塩類がダム湖に流れ込むことになる。このため、ダム湖は浮遊性藻類の異常増殖が進行し、水質が悪化する可能性が高い。

(5) 代替地の安全性への不安が続く

ア 川原湯地区打越代替地 超高盛土造成地の不安

打越代替地の盛土は深さが数十mにも及ぶ、民間宅地造成では例のない超高盛土である。

① ハッ場ダムの検証で代替地の安全対策が追加されることになったが、大地震時など、最悪の場合を想定した安全計算はされておらず、超高盛土造成地の不安を解消するものにはなっていない。

② 盛土材として、川原畑地区（対岸）のハッ場層（凝灰角礫岩）の掘削土が使われたが、ハッ場層には熱水変質で脆弱化した地層が含まれており、それを混在したまま、盛土に使われたとすれば、ダム完成後は水の浸透によって盛土材が風化して強度を維持できなくなる可能性がある。

イ 川原湯地区上湯原代替地 未固結で透水性の高い地層が十数mも

上湯原地区は崖錘堆積物層が十数mもある。この地層は風化して剥離した岩屑（がんせつ）が落下し堆積してつくられた地層で 未固結であるため透水性が高いことから、地すべりや土石流を起こしやすい。上湯原地区は地層が脆弱であるため、かつてはこの地に人家が建つことはあまりなかったとされている。ダムができれば、貯水池から水が浸透してくるため、地層の脆弱さが顕在化する危険性がある。追加の安全対策では地すべり等の危険性は解消されていないと、専門家は指摘している。

4 完成後のハッ場ダムはどうなるのか

(1) ハッ場ダムの堆砂見込みは過小

ハッ場ダムの堆砂見込みは利根川既設ダムの堆砂実績の $1/3 \sim 1/2$ で、明らかに過小である。ハッ場ダムの堆砂見込み量は一般式で求められたもので、利根川の既存ダムの実際のデータに基づくものではない。

ハッ場ダムの計画堆砂量と利根川水系ダムの実績堆砂速度

ダム名	流域面積 (km ²)	総貯水容量 (万m ³)	堆砂容量 (万m ³)	年平均計画堆砂量 ／流域面積 (m ³ /年/km ²)
ハッ場ダム	707.9	10,750	1,750	247

	ダム名	流域面積 (km ²)	竣工年月	総貯水容量 (万m ³)	堆砂容量 (万m ³)	2006年度調査堆砂量 (万m ³)	経過年数 (年)	年平均実績堆砂量 ／流域面積 (m ³ /年/km ²)
利根川水系	矢本沢	167.4	1967年9月	20,430	1,470	379	39	581
	奈良保	60.1	1991年3月	9,000	500	59	16	616
	草木	254.0	1977年3月	6,050	1,000	389	30	511
	下久保	322.9	1988年12月	13,000	1,000	831	38	677

(2) ハッ場ダムの検証による堆砂量点検は現計画の 1,750 万m³を守るための恣意的なもの

今回の検証では、次の手順で現在のハッ場ダム基本計画の 1,750 万m³に近い約 1,792.9 万m³が求められている。

① 近傍類似ダムとして、霧積(きりづみ)ダム(碓氷川の支流)、湯川ダム(長野県)、菅平ダム(長野県)を選定し、それから推定してハッ場ダムの比流砂量を 555 m³/km²/年とする。

(流砂量とはダムに流れ込む土砂量のこと、そのうち、ダムに堆積したものが堆砂量となる。それぞれダムの集水面積で割った値を比流砂量、非堆砂量という。)

② ハッ場ダム貯水池の河床変動計算を 100 年間について行ったところ、100 年後の堆砂量は 1792.9 万m³となった。(比堆砂量は 252 m³/km²/年)

しかし、これは不可解な計算であって、現計画と同じ値を算出することを前提としたものである。

①では、近傍の霧積ダム(比堆砂量 717)だけでは比堆砂量が大きくなりすぎるので、堆砂実績量が小さい長野県の湯川ダム(比堆砂量 201)、菅平ダム(比堆砂量 290)をわざわざ入れて平均をとり、ハッ場ダムの比流砂量を 555 m³/km²/年に引き下げている。

②では複雑な河床変動計算によって、比流砂量 555 m³/km²/年を比堆砂量の 252 m³/km²/年までさらに引き下げている。流入する土砂のうち、55%がダム湖から流出するとしているが、総貯水容量が 1 億 750 万m³もあるハッ場ダムで、流入土砂の 55%も

流出することは、実際にありえないことである（土砂捕捉率 45%）。

この検証では、霧積ダムなどの土砂捕捉率の推定計算も行われている。それによれば、総貯水容量がわずか 250 万 m³ の霧積ダムでも土砂捕捉率は 85% となっている。こうした実例から見ても、総貯水容量 1 億 750 万 m³ のハッ場ダムの土砂捕捉率が 45% であるはずがない。

ハッ場ダムの近傍類似ダムとしては、酸性河川の吾妻川の中和事業の一環として建設された品木ダムがある。品木ダムの場合は中和生成物の沈澱があり、また、浚渫が行われてきているので、それらを考慮して比堆砂量を求める必要がある。

品木ダムの 2008 年度の堆砂実績量（浚渫された量を除く、中和生成物を含む）は 142 万 m³ で、1987 年度から年間約 3 万 m³ の浚渫が行われてきているので、それを加算すると、約 200 万 m³ となる。

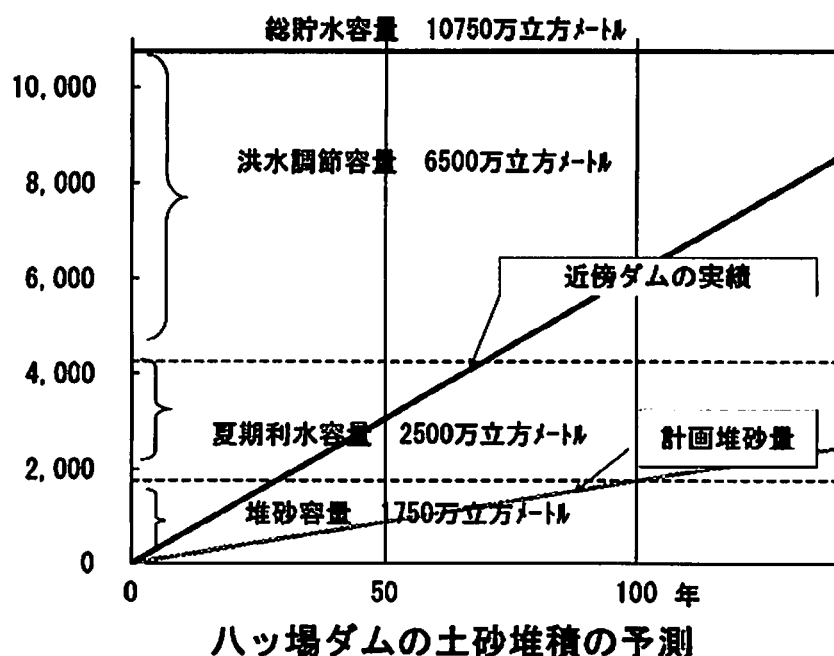
品木ダムのダム湖堆積物の成分分析結果（平成 20 年度）を見ると、カルシウム成分は CaO として平均 12% である。中和生成物は一般に CaSO₄・2H₂O の形態になっていると考えられるので、その形態としては 37% となり、品木ダムの堆砂量に含まれる中和生成物は 4 割程度である。

したがって、中和生成物を除く品木ダムの比堆砂量は $200 \text{ 万 m}^3 \times 0.6 \div 30.7 \text{ km}^2 \div 44 \text{ 年} = 890 \text{ m}^3/\text{km}^2/\text{年}$ となる。ハッ場ダムの計画比堆砂量 $247 \text{ m}^3/\text{km}^2/\text{年}$ の 3.6 倍である。

（3）堆砂の進行で比較的早い時期に利水機能が半減

近傍ダムの堆砂実績を使って計画の 3.5 倍の速度でハッ場ダムの堆砂が進行するとすれば、概ね 50 年後にはハッ場ダムの夏季利水容量が半分になり、渇水時の補給機能が半減する。

実際に堆砂はダム湖の上流部分の河床が浅い所にも堆積していくので、利水機能の低下はもっと早く進行する。一方で、ダム湖上流側の堆砂の進行は、流入する吾妻川の河床を上昇させ、ダム湖予定地上流に位置する長野原町中心部で氾濫が起きる可能性を生じさせる。



[目次に戻る](#)

ハッ場ダム建設再開の流れを反転させるには

1 ハッ場ダムの本体工事費執行の条件

2011 年 12 月 22 日

ハッ場ダム本体工事費の予算案計上について前原誠司民主党政調会長が強く反対の意思を示したことにより、藤村修官房長官が前田武志国交大臣と前原誠司政調会長に次の裁定を示した。

官房長官の裁定

1. 現在作業中の利根川水系に関わる「河川整備計画」を早急に策定し、これに基づき基準点（八斗島）における「河川整備計画相当目標量」を検証する。
2. ダム検証によって建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム建設予定だった地域に対する生活再建の法律を、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、次期通常国会への提出を目指す。
3. ハッ場ダム本体工事については、上記の 2 点を踏まえ、判断する。

この裁定を字義通りに受け取れば、本体工事費の予算案計上は上記の 1 と 2 をクリアすることが条件であるが、国交省は 1 と 2 は今後の課題であるという捻じ曲げた解釈によって二条件を矮小化した。国交大臣はその夜、ダム予定地を訪れて、群馬県知事や地元町長たちに予算案計上を報告して対外的に既成事実をつくり、民主党がこれを覆すことができないようにした。

12 月 23 日

政府は、民主党が反対しているにもかかわらず、平成 24 年度予算案にハッ場ダム本体工事費の計上を決定。

ハッ場ダムの平成 24 年度予算案 135 億円（本体工事費 18 億円）

12 月 29 日

野田佳彦首相が民主党の合同総会で藤村修官房長官裁定の二条件が本体工事予算執行の条件であると言明。

野田首相の言明で、上記の二条件が本体工事費の予算執行の条件となり、二条件がクリアされるまでは予算執行は凍結されることになった。

二条件

- ① 利根川水系河川整備計画の策定とその目標流量の検証
- ② 「ダム中止後の生活再建支援法」の次期通常国会への提出

2 「ダム中止後の生活再建支援法」について

国交省は2009年9月の政権交代後、当時の前原誠司国交大臣から、ダム中止後の生活再建支援法案の作成を指示されたにもかかわらず、サボタージュを続けてきた。ダム事業の推進を企図する国交省にとって、ダム中止の促進要因にもなる生活再建支援法は成立を望まない法律であつたに違いない。したがって、国交省がこの法案を急に次期通常国会に提出するといつても、地元住民の生活再建、地域振興を進める上で実効性のない名前だけの法案にしてしまう可能性が十分にあり、策定の状況を監視する必要がある。

ハッ場ダムを含めたダム予定地住民の真の生活再建に資する、普遍的なダム中止後の生活再建支援法が策定されなければならない。

ダム中止後の生活再建支援法としては、民主党の「ハッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」が衆議院法制局による検討を経て、2011年9月7日に発表した「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」がある。法的に位置付けることが可能な支援策を極力、盛り込んだものであるので、次期通常国会に提出される生活再建支援法は、この議連の法案をベースに作成されるべきである。

そのポイントは次のとおりである。

(1) ダム建設事業および水源地域整備事業に含まれる各事業の精査と継続

ダム事業中止の際に実施されているダム建設事業および水源地域整備事業に含まれる各事業について、今後の生活再建・地域振興に必要なものを精査し、継続すべきものは地域振興計画の中に位置づけるものとする。

(2) 基盤産業を再構築するための支援事業

ダム予定地はダム計画推進の過程で、地域の自立が著しく阻害され、基幹産業が衰退してきているので、基幹産業を再構築するため、ソフト・ハード両面の支援事業を行う。

(3) 既買収地の利活用推進事業

国は既買収地（国有地）の利活用を図るため、ダム予定地の地方公共団体および移転住民と非移転住民に対して、既買収地の貸与及び分譲を計画的に進めるものとする。

(4) 生活再建支援

ダム予定地の住民はダム事業により、地域の産業が衰退して多大な経済的損失を受けてきたことを踏まえ、非移転住民に対して生活再建支援金を支払うものとする。

(5) 家屋、営業用建物の新改築への助成

ダム予定地の住民は、移転を前提としていたため、家屋、営業用建物の改築ができず、著しく老朽化した家屋等で生活し、営業することを余儀なくされてきた。今後、ダム予定地で生活、営業を続けるためには、家屋等の新改築が必須のことであるので、その費用を助成するものとする。

(6) 地元住民の合意形成

地域振興計画（基盤産業の再構築を含む）の策定に地元住民の大多数の意見を反映できるように、地元住民の合意形成を図るものとする。

3 利根川水系河川整備計画

(1) 利根川水系河川整備計画の策定作業の経過

関東地方整備局が言明したこと

「整備計画原案を示し、有識者会議、関係住民等の意見をきいて整備計画修正案をつくり、それを何回か実施して計画をつくる。」

2006年11月から国土交通省関東地方整備局が利根川水系河川整備計画の策定作業を開始したが、理由不明のまま2008年5月から中断された。その経過を振り返って、関東地方整備局が当時言明し、対外的に約束したことを確認することにする。

ア 五つの有識者会議

利根川・江戸川有識者会議、渡良瀬川有識者会議、霞ヶ浦有識者会議、鬼怒川・小貝川有識者会議、中川・綾瀬川有識者会議

合同会議も含めて、2006年11～12月から2008年5月まで4回開催された。

イ 公聴会とパブリックコメント

関東地方整備局が正式の原案を示す前に関係住民の意見を聴くということで、パブリックコメントの募集が行われ、公聴会が開催された。

パブリックコメント 応募数 313件（2007年1月10日～2月9日）

公聴会（水系全体は1会場、ブロック別で18会場、2007年2月22日～3月9日）

公述人119人

ウ 公聴会とパブリックコメントの実施に当たり、関東地方整備局が言明したこと

第2回有識者会議で関東地方整備局から、下記の議事録のと通りの説明があり、「河川整備計画の原案作成前の段階で公聴会とパブリックコメントを行い、そのあと、出された意見に基づいて整備計画原案を作成して、再度、関係住民等から意見を聴いて原案を修正し、その修正原案について、再度意見を聴き、そういったことを何回か実施して河川整備計画案を取りまとめる」と言明した。

河川法（1997年改正）

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

河川整備基本方針

河川整備の長期的な目標を定める。基本高水流量（長期的な洪水目標流量）、計画高水流量（将来の河道の流下能力）を設定する。

河川整備計画

今後20～30年に行う河川整備の事業計画を定める。

目標流量を設定して、それを達成するために必要な河川整備の内容を記載する。ダムが必要な場合はダム名を記載するので、河川整備計画がダム計画の治水上の上位計画になる。

ところが、上記の公聴会等のあと、整備計画の原案が示されず、理由不明のまま、整備計画の策定作業は中断された。

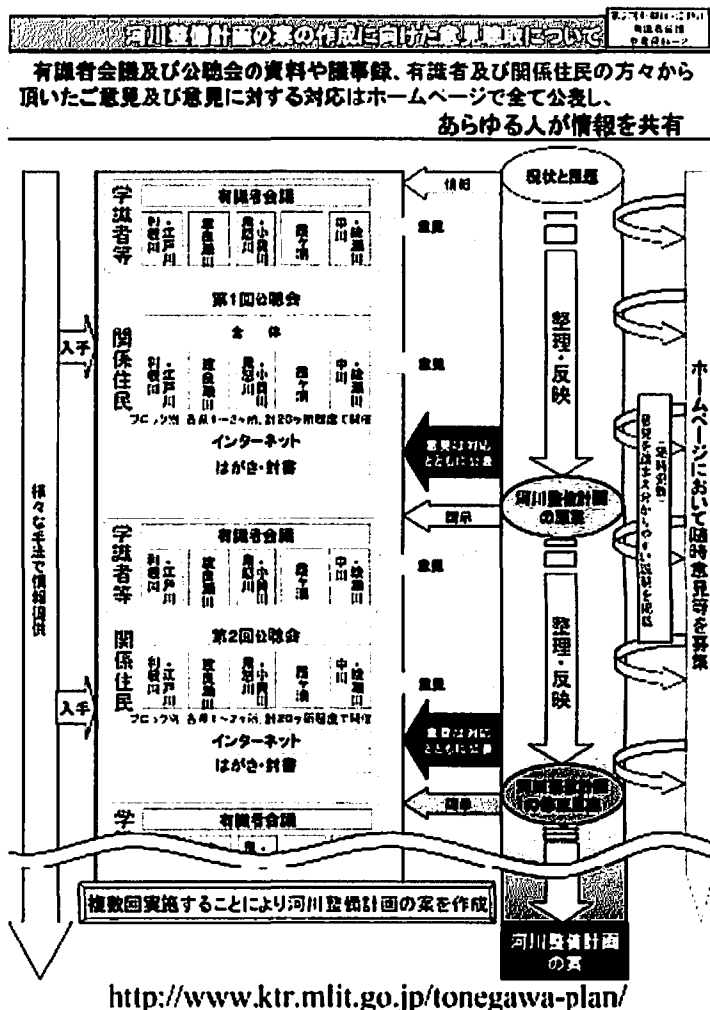
第2回利根川・江戸川有識者会議(2006年12月18日)の議事録(4～5ページ)

「事務局:高橋河川計画課長

全体の公聴会をした後に、ブロック別に今度、各都県一、二カ所程度、全体としては20カ所程度になろうかと思いますが、公聴会を開かせていただきまして、その中でもいろいろな川づくりに対する思いですとか、そういった部分を意見を伺わせていただければと思っております。また、あわせまして、意見募集の中では、インターネットですとか、それからハガキ、封書、そういったもののご意見もいただきながら、さまざまな形でいただいた意見、関係住民、それから学識の先生方からいただいた意見、そういったものを踏まえまして、そういった意見について、まず、こういった意見がございましたよということを公表させていただき

ます。
それから、河川整備計画の原案をそういった意見を踏まえてつくらせていただこうと思っております。また、その河川整備計画の原案につきましては、全体の意見を取りまとめて整理させていただいた上で、その後の有識者会議になろうかと思いますが、その段階でお示しさせていただければと思っております。その段階におきまして、また関係住民の方々にもインターネット等での意見募集、それから公聴会、そういったものを開かせていただいて、再度意見をいただいて、また、その整備計画の原案を修正させていただく。で、また修正したものにつきましても、再度ご提示させていただいて、また学識の先生方、それから関係住民の方々からご意見をいただくと、そういったことを何回か実施させていただきまして河川整備の案を取りまとめていきたいと思っております。」

第2回利根川・江戸川有識者会議(2006年12月18日)の資料



(2) 河川整備計画への関係住民の意見反映は国会の質疑で約束されたこと

1997年の河川法改正に当たり、関係住民の意見反映について当時の尾田栄章河川局長は下記の議事録のとおり、国会の質疑で「(関係住民の意見を)言いっ放し、聞きっ

放しというのでは全く意味がない」、「まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。」と答弁しており、河川管理者は河川整備計画に関係住民の意見を反映させる責務がある。

衆議院建設委員会-12号 平成09年5月9日

「○大野(由)委員 関係住民というのは、地域に住む住民だけではなくて、関心を持つ住民、このように解釈をさせていただいていい、そういうことではないか、このように思っておりますが、意見の言いつ放し、聞きつ放しで終わったのでは何にもならない、これがどのように担保されるのかについて伺いたいと思います。」

○尾田政府委員 先生御指摘のとおり、言いつ放し、聞きつ放しというのでは全く意味がないというふうに考えておまして、具体の河川整備計画の案を策定する段階で、十二分に案を策定するために、案の案、原案の案、そういう意味では原案でございますが、これを御提示をいたしまして、それについて御意見をいただく、その上で必要なものについては修正をするという形で考えておりますので、まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。」

(3) 淀川水系河川整備計画の策定における住民参加

淀川水系流域委員会は、1997年の河川法改正の本旨「河川整備計画への関係住民の意見反映」を具体化する方法を検討し、次の提言を行った。この提言に沿った取り組みもされてきた。

ア 淀川水系流域委員会「住民参加部会」の提言 2003年4月21日

「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について」

(2) 対話集会もしくは対話討論会(ワークショップ等)の考え方

この公聴会は円卓方式の「対話集会」もしくは「対話討論会」とし、河川管理者と参加住民、住民組織、地域組織などが委員会と同様に公開で討議、討論を行い、議事録などは全て公開されるべきである。もちろん一般の傍聴、報道関係者の立ち入りも自由とする。

この円卓方式の「対話集会」もしくは「対話討論会」は、関係住民と行政および住民相互の意見交換の場であり、進行・促進の役割を担う人物(いわゆるファシリテータ)を置いて行うことが望ましい。この進行・促進役は、河川管理者、関係住民等から中立の立場にあり、信頼・信望があり、また、決断力、とりまとめ能力に優れた有能な人材が求められる。

イ 淀川水系流域委員会の答申「住民参加のさらなる進化に向けて」 2007年1月30日

住民に対する応答はなぜ必要か今回、河川管理者は、開催した対話討論会等で住民がだした意見をいかに扱ったのかを、意見提出した住民に十分に説明したとはいえなかった。聴取された意見が計画や施策にいかに反映されたのか、あるいは、反映されなかったのか、反映されなかった理由は何かなどは、意見提出した住民に対して、これらが十

分理解されるよう河川管理者は応答する必要がある。

河川管理者が説明責任を果たすためには、住民に対し、合理的（事業の必要性、費用対効果、効率性などが合理的であること）かつ公正な判断（治水、利水、環境などが複雑に絡み合う河川整備では、判断根拠としての科学的な知見は限られていることが多い。これらに対する価値判断の差異を考慮しつつ、納得できる公正な意思決定）を行ったという「プロセス」を説明することにある。社会で価値規範があるものに関しては結果を公正に判断することができるが、河川整備でしばしば住民と行政との軋轢を生じさせる事象では困難である。そこで、手続が公正であるかで判断される必要が生じる。

住民が、河川管理者が合理的で公正な判断を行ったかを確認するためには、意思決定のプロセスを透明化する公開の場における議論が必要である。この議論は、十分な情報が提供されて、ある程度の効率性を配慮しながら繰り返し検討が行われなければならない。河川管理者は、これらの透明性や公平性が、住民の「信頼」と「安心」の醸成を可能にすることを十分理解して、新たな河川整備を実現するためにさらなる発展・進化に向けて努力する必要がある。

（４）淀川水系流域委員会の民主的な委員選定と運営

淀川水系においても最も重視すべきことは、流域委員会（学識経験者の意見を聴く場）が人選から運営まできわめて民主的に行われてきたことである。

淀川水系流域委員会の設置に当たって、準備会議を発足させ、準備会議が下記のとおり、委員候補の選定を行い、委員会の運営の方向性を示した。

「淀川水系流域委員会のあり方について」答申 平成13年1月11日

淀川水系流域委員会準備会議

はじめに

○淀川水系流域委員会委員候補の選定

- ・委員候補のリスト作成にあたって、準備会議委員や河川管理者の推薦に加え、公募を行った。
- ・学識経験者の範囲として、大学の教員、研究所の研究員といった従来型の範囲に加え、地域の特性に詳しい者を新たに加えた。
- ・改正河川法の趣旨を踏まえ、河川事業に関わる専門の範囲を従来よりも幅広くとらえ、治水、利水、環境の分野から選定した。
- ・広く国民的な議論を行うために、経済、法律を専門とする者、マスコミの経験者等も選定した。

○淀川水系流域委員会の組織構成

- ・淀川水系は広範囲に及び地域によって河川を取り巻く状況が大きく異なるので、地域別の詳細な検討が必要であり、また、上下流、河川間のバランスも含めた検討も必要であることから、淀川水系流域委員会は、委員会とその下部組織である地域別部会により構成することとした。

○住民意見の聴取方針

- ・住民の意見が寄せられるのを待つだけではなく、河川利用の現場に赴くなどして、より積極的に意見を聴取することとする。
- ・多様な意見聴取方法を取り入れ、できるだけ、広範囲に多様な住民の意見を聴取す

ることとする。

3. 淀川水系流域委員会の公開方法

(1) 基本方針

流域委員会は、会議及び会議内容を様々な手段によって、可能な限り公開することとする。

特に、流域委員会は、NGOを積極的に河川事業を担う主体ととらえ、NGOへの情報提供を積極的に行う。また、広報を担う主体としても協力関係の構築に努める。

(2) 公開方法の例

公開の具体的な方法としては、積極的に国民の関与を促すこと等を目的として、最も適当な方法を採用すべきである。その例として、以下のような方法を掲げる。

ホームページ開設、ニュースレター発行、プレス発表、会議資料の配布・閲覧、委員会を公開、部会を公開

(5) 利根川水系河川整備計画の策定に向けて

上記の(1)～(4)を踏まえて、これからの利根川水系河川整備計画の策定に対し、次のことに取り組み、民主的な策定を求める中で「ダムによらない治水・利水のあり方」を徹底的に追求していくことが必要である。

ア 関係住民の意見を反映させる方法の確立

① 2006年12月に関東地方整備局が言明した「整備計画原案を示し、有識者会議、関係住民等の意見をきいて整備計画修正案をつくり、それを何回か実施して計画をつくる。」をきちんと実施させ、形だけの1回限りの公聴会で終わらせないようにする。

② 1997年河川法改正の国会答弁「(関係住民の意見を)言いつ放し、聞き放しというのは全く意味がない」、「まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。」に沿って、関係住民の意見を確実に反映できる方法の実施を求める。

③ 具体的には、淀川水系流域委員会が提言し、実施された「公聴会を円卓方式の『対話集会』もしくは『対話討論会』とし、河川管理者と参加住民、住民組織、地域組織などが委員会と同様に公開で討議、討論を行う」方法の実施を求める。

イ 利根川の有機者会議の民主的な委員選定と運営

淀川水系流域委員会の方式を基本として、利根川の五つの有機者会議について次の改善を求める。

① 現在の有機者会議の委員は専ら、関東地方整備局が選定したものであるので、改めて民主的に委員を選定し直す。

② 有機者会議は、会議及び会議内容を様々な手段によって、可能な限り公開する。一般の傍聴、報道関係者の立ち入りも自由とする。

③ 特に、流域委員会は、NGOを積極的に河川事業を担う主体ととらえ、NGOへの情報提供を積極的に行う。

④ 多様な意見聴取方法を取り入れ、できるだけ、広範囲に多様な住民の意見を聴取する。

4 利根川の洪水目標流量 17000 m³/秒の虚構

(1) 過大な目標洪水流量の設定

利根川水系では河川整備計画が未策定であるので、ハッ場ダムの検証で関東地方整備局は河川整備計画相当の目標流量を 17,000 m³/秒（八斗島地点）とした。しかし、この値は右図のとおり、八斗島地点の洪水流量の実績と比べると、著しく過大である。利根川の最近 60 年間の最大流量は 1998 年の 9,220 m³/秒^{〔注〕}であり、17,000 m³/秒はその 1.8 倍にもなる。

〔注 1〕 国交省によれば、ダム調節量を加算すると、9,960 m³/秒である。

(2) ハッ場ダムのための目標流量の引き上げ

ア 当初の局案は 1/50 洪水

2006 年 11 月から策定作業が開始された当時の河川整備計画の局案は次のとおりである。

（流量は治水基準点の八斗島（群馬県伊勢崎市）

の

数字を示す。以下同じ）

1/50 洪水を想定

- ・ 目標流量 約 15,000 m³/秒（当時の委託調査報告書に記載）
- ・ 河道対応流量 13,000 m³/秒（当時の局配布資料に記載）
- ・ ダム等による洪水調節量 約 2,000 m³/秒

（洪水調節施設：既設ダム、ハッ場ダム、ダム事業再編、烏川河道内調節池）

イ ハッ場ダムの検証では 1/70～1/80 洪水

ハッ場ダムの検証では関東地方整備局は上記の局案とは大きく異なる数字を用いた。

河川整備計画相当の目標流量は 1/70～1/80 洪水を想定

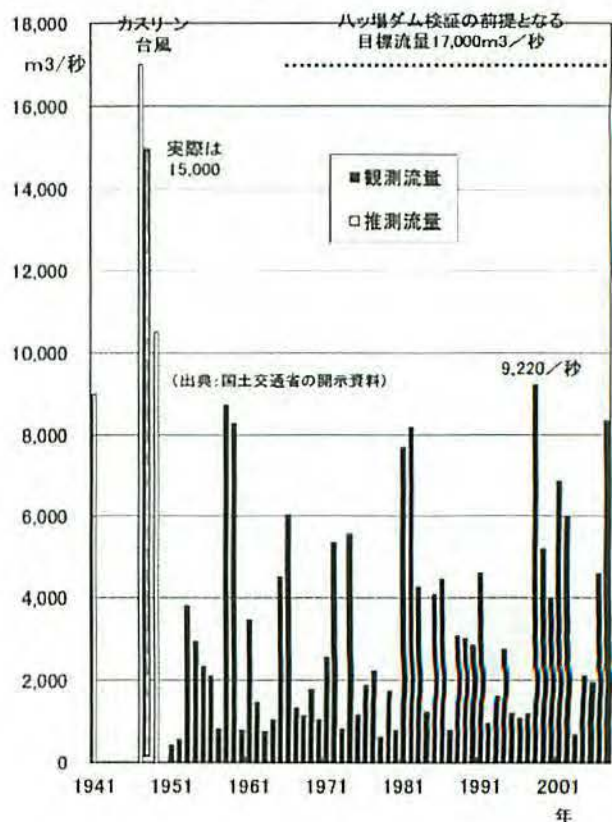
- ・ 目標流量 17,000 m³/秒
- ・ 河道対応流量 14,000 m³/秒
- ・ ダム等による洪水調節量 3,000 m³/秒

（洪水調節施設：既設ダム、ハッ場ダム、ダム事業再編^{〔注 2〕}、烏川河道内調節池）

〔注 2〕 ダム事業再編はアの当初の局案と異なり、効果の小さい案に変わっているが、ダム等による洪水調節量は逆に 2,000 m³/秒から 3,000 m³/秒に引き上げられている。

関東地方整備局はハッ場ダムの検証では、目標流量を 1/50 洪水から 1/70～1/80 洪水に引き上げ、ダム等による洪水調節量を約 2,000 m³/秒から 3,000 m³/秒に引き上げた。このことによって、ハッ場ダムの治水面での必要度を高める枠組みがつけられたのである。

利根川・八斗島地点の年最大流量の推移



目次に戻る

ダム事業推進の手段と化したダム検証

1 ダム事業の検証状況 (2011年度の国交省関係の新規ダム：132ダム)

新規の直轄ダム・水機構ダム 47ダム (表1)

検証対象外	16ダム (本体工事着工済み、既存ダムの機能増強)
検証対象	31ダム
方針決定	3ダム (継続：ハッ場ダム) (中止：七滝ダム、吾妻川上流総合開発)
検証中	28ダム

新規の補助ダム (都道府県ダム) 85ダム (表2)

検証対象外	32ダム (本体工事着工済み、既存ダムの機能増強)
検証対象	53ダム
方針決定	17ダム (継続13ダム、中止4ダム)
有識者会議審議終了	4ダム (継続3ダム、中止1ダム)
有識者会議審議待ち	10ダム (継続8ダム、中止2ダム)
検証中	22ダム

直轄ダム・水機構ダムおよび補助ダムで方針が決定した20ダムのうち、6ダムが中止となったが、そのうち、奥戸ダム以外は再検証の手順なしで検証結果は中止と発表された。すなわち、検証が始まる前から中止が決まっていた。奥戸ダムも事業者の意向が働いてダムの代替案が有利という結果が導かれたようである。

今まで行われたダム検証の結果を見ると、ダム検証の手順と基準 (再評価実施要領細目^{〔注〕}) は、事業者の意向が推進である限りは、ダム推進の結論が必ず出るようにつくられている。

〔注〕再評価実施要領細目は有識者会議の「中間とりまとめ」に基づいて作成された。

2 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」によるダム検証報告の審議の実態

有識者会議が昨年12月1日までに審議した対象は24ダムで、そのうち、2ダムは再審議を求めたが、残りの22ダムは検証報告をそのまま追認した。

有識者会議による検証報告は次の座長発言のとおり、所定の手順を踏んだかどうかであり、ダムの必要性の是非は審議しないことになっている。ダム検証の本来の目的「ダムによらない治水のあり方の追求」は消滅してしまっている。

中川博次座長の発言 (平成23年9月26日の有識者会議)

「今回のダム事業の検証においては、各検討主体から検討結果が国土交通本省に報告される。当有識者会議は、中間とりまとめで示した「共通的な考え方に沿って検討されたかどうか」について意見を述べることにしている。このことは「中間とりまとめ」に明記している。

また、個別の河川の河川整備計画については、それぞれの河川管理者が地域の意見を踏まえて策定しているものであり、個別の河川の治水計画等について御疑問等があれば、策定した主体にお尋ねいただくことが適当であると考えます。」

表1 直轄ダム・水資源機構ダム

事業主体	事業施設名	平成23年度当初予算 (百万円)	ダム事業 の段階	事業者の 検証報告	有識者会 議	国交省の方 針決定
九州地整	七滝ダム	33	調査・地元説明	中止	追認	5/19
関東地整	吾妻川上流総合開発	41	調査・地元説明	中止	追認	10/27
関東地整	ハツ場ダム	15,284	転流工工事	推進	追認	12/22
北海道開発局	幾春別川総合開発 新桂沢ダム	823	転流工工事	検証中 (検証終了が不明なものを含む)		
	幾春別川総合開発 三笠ぼんべつダム		転流工工事			
北海道開発局	沙流川総合開発	391	生活再建工事			
北海道開発局	サンルダム	1,057	生活再建工事			
東北地整	成瀬ダム	1,960	転流工工事			
関東地整	霞ヶ浦導水	607	(工事中)			
北陸地整	利賀ダム	1,592	生活再建工事			
中部地整	新丸山ダム	532	生活再建工事			
中部地整	設楽ダム	3,450	生活再建工事			
近畿地整	足羽川ダム	525	調査・地元説明			
近畿地整	大戸川ダム	602	生活再建工事			
四国地整	中筋川総合開発	558	転流工工事			
四国地整	山鳥坂ダム	201	調査・地元説明			
九州地整	大分川ダム	1,418	転流工工事			
九州地整	川辺川ダム	1,483	生活再建工事			
九州地整	立野ダム	371	生活再建工事			
九州地整	本明川ダム	127	調査・地元説明			
東北地整	鳴瀬川総合開発	175	調査・地元説明			
東北地整	鳥海ダム	209	調査・地元説明			
関東地整	荒川上流ダム再開発	22	調査・地元説明			
関東地整	利根川上流ダム群再編	53	調査・地元説明			
九州地整	筑後川水系ダム群連携	80	調査・地元説明			
九州地整	城原川ダム	96	調査・地元説明			
水資源機構	思川開発	730	転流工工事			
水資源機構	川上ダム	1,010	転流工工事			
水資源機構	丹生ダム	340	生活再建工事			
水資源機構	小石原川ダム	1,110	生活再建工事			
水資源機構	木曽川水系連絡導水路	350	(調査中)			
北海道開発局	夕張シューパロダム	9,935	本体工事	検証対象外		
東北地整	津軽ダム	15,926	本体工事			
東北地整	胆沢ダム	16,230	本体工事			
東北地整	森吉山ダム	2,382	本体工事			
関東地整	湯西川ダム	34,959	本体工事			
近畿地整	大滝ダム	6,131	本体工事			
中国地整	殿ダム	8,559	本体工事			
九州地整	嘉瀬川ダム	3,127	本体工事			
沖縄総合事務局	沖縄東部河川総合開発 億首ダム	7,724	本体工事			
水資源機構	大山ダム	9,140	本体工事			
中部地整	三峰川総合開発	623	既存施設の機能増強			
中部地整	天竜川ダム再編	2,078	既存施設の機能増強			
近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	1,427	既存施設の機能増強			
四国地整	長安ロダム改造	2,977	既存施設の機能増強			
四国地整	鹿野川ダム改造	3,392	既存施設の機能増強			
九州地整	鶴田ダム再開発	5,102	既存施設の機能増強			
計		19,872				

表2 補助ダム

事業主体	事業施設名	平成23年度予算 (百万円)	ダム事業の段階	事業者の 検証報告	有識者会 議	国交省の 方針決定
青森県	大和沢ダム	0	調査・地元説明	中止	追認	5/19
福岡県	五ヶ山ダム	4,627	生活再建工事	推進	追認	5/19
福岡県	伊良原ダム	5,808	生活再建工事	推進	追認	5/19
千葉県	大多喜ダム	0	生活再建工事	中止	追認	8/12
山形県	最上小国川ダム	100	調査・地元説明	推進	追認	8/12
兵庫県	金出地ダム	224	生活再建工事	推進	追認	8/12
兵庫県	西紀生活貯水池	43	生活再建工事	推進	追認	8/12
兵庫県	武庫川ダム	0	調査・地元説明	中止	追認	8/12
和歌山県	切目川ダム	1,389	生活再建工事	推進	追認	8/12
岩手県	築川ダム	1,084	生活再建工事	推進	追認	8/12
高知県	和食ダム	279	生活再建工事	推進	追認	8/12
北海道	厚幌ダム	264	生活再建工事	推進	追認	8/26
青森県	駒込ダム	130	生活再建工事	推進	追認	8/26
青森県	奥戸生活貯水池	20	生活再建工事	中止	追認	8/26
福井県	河内川ダム	453	生活再建工事	推進	追認	10/27
福井県	宮野瀬川ダム	303	生活再建工事	推進	追認	10/27
大分県	竹田水害緊急 玉来ダム		調査・地元説明	推進	追認	10/27
香川県	稚川ダム	290	生活再建工事	推進	追認	
高知県	春通生活貯水池	20	生活再建工事	推進	追認	
岡山県	大谷川生活貯水池	34	生活再建工事	中止	追認	
広島県	庄原生活貯水池	342	生活再建工事	推進	追認	
鳥取県	矢原川ダム	40	調査・地元説明	推進	再審議要	
鳥取県	波積ダム	248	生活再建工事	推進	再審議要	
岩手県	津付ダム	508	生活再建工事	推進	未審議	
新潟県	飯明川ダム	33	生活再建工事	推進	未審議	
新潟県	常浪川ダム	20	生活再建工事	中止	未審議	
新潟県	新保川生活貯水池再開発	20	用地買収	推進	未審議	
新潟県	晒川生活貯水池	20	生活再建工事	中止	未審議	
岐阜県	内ヶ谷ダム	99	生活再建工事	推進	未審議	
長崎県	石木ダム	297	生活再建工事	推進	未審議	
沖縄県	徳間川総合 タイ原ダム		用地買収	推進	未審議	
山口県	平瀬ダム	977	転流工事	検証中 (検証終了が不明なものを含む)		
熊本県	五木ダム	38	転流工事			
群馬県	倉瀬ダム	0	生活再建工事			
静岡県	布沢川生活貯水池	73	生活再建工事			
滋賀県	北川ダム	20	生活再建工事			
大阪府	安威川ダム	4,000	生活再建工事			
山口県	大河内川ダム	144	生活再建工事			
徳島県	紫川生活貯水池	29	生活再建工事			
岐阜県	大島ダム	0	用地買収			
宮城県	筒砂子ダム	32	調査・地元説明			
宮城県	川内沢ダム	0	調査・地元説明			
群馬県	増田川ダム	20	調査・地元説明			
長野県	角間ダム	0	調査・地元説明			
長野県	黒沢生活貯水池	0	調査・地元説明			
長野県	駒沢生活貯水池	0	調査・地元説明			
岐阜県	水無瀬生活貯水池	0	調査・地元説明			
三重県	鳥羽河内ダム	34	調査・地元説明			
山口県	木屋川ダム再開発	20	調査・地元説明			
香川県	五名ダム再開発	20	調査・地元説明			
香川県	綾川ダム群	20	調査・地元説明			
佐賀県	有田川総合	0	調査・地元説明			
長崎県	長崎水害緊急 浦上ダム		調査・地元説明			
北海道	徳富ダム	1,958	本体工事	検証対象外		
北海道	当別ダム	8,083	本体工事			
宮城県	長沼ダム	2,680	本体工事			
宮城県	弘川生活貯水池	1,155	本体工事			
山形県	留山川生活貯水池	541	本体工事			
新潟県	奥胎内ダム	1,897	本体工事			
新潟県	鶴川ダム	1,200	本体工事			
富山県	舟川生活貯水池	903	本体工事			
石川県	辰巳ダム	2,982	本体工事			
福井県	大津呂生活貯水池	1,703	本体工事			
岐阜県	丹生川ダム	2,375	本体工事			
京都府	畑川ダム	2,045	本体工事			
奈良県	大門生活貯水池	1,149	本体工事			
大阪府	横尾川ダム	0	本体工事			
広島県	仁賀ダム	786	本体工事			
山口県	黒杭川上流生活貯水池	526	本体工事			
長崎県	長崎水害緊急 本河内ダム	416	本体工事			
鳥取県	浜田川総合 第二浜田ダム	3,052	本体工事			
大分県	竹田水害緊急 稲葉ダム	151	本体工事			
佐賀県	井手口川ダム	490	本体工事			
鹿児島県	西之谷ダム	1,930	本体工事			
沖縄県	徳間川総合 徳間ダム	1,018	本体工事			
長野県	浅川ダム	1,990	駆け込み本体工事			
広島県	野間川生活貯水池	1,080	駆け込み本体工事			
香川県	内瀬ダム再開発	2,163	駆け込み本体工事			
兵庫県	与布土生活貯水池	2,083	駆け込み本体工事			
熊本県	路木ダム	1,568	駆け込み本体工事			
福島県	千五沢ダム再開発	330	既存施設の機能増強			
新潟県	胎内川ダム再開発		既存施設の機能増強			
長野県	松川生活貯水池再開発	582	既存施設の機能増強			
鳥取県	浜田川総合 浜田ダム再開発		既存施設の機能増強			
山口県	黒杭川ダム再開発		既存施設の機能増強			
計		55,100				

目次に戻る

続々と復活する大型公共事業

平成 24 年度の予算案

ダム建設 約 2,000 億円

(ハッ場ダム 約 135 億円 (うち本体工事費 18 億円)、ほか)

大都市圏環状道路の整備 1,269 億円

(東京外郭環状道路ほか)

整備新幹線 3,095 億円

(九州新幹線、北陸新幹線ほか)

リニア中央新幹線

技術開発 13 億円

原子力関係 4,188 億円

(高速増殖炉もんじゅ 175 億円、ほか)

埋め立て事業

(泡瀬干潟埋め立て事業 (国費の総額 988 億円)、ほか)

.....

[目次に戻る](#)

外環道は、いま必要か？

外環道 7 区市ネットワーク(外環ネット)

1. 「国民の生活が第一」 外環の予算を震災復興に！

多くの食料、エネルギーを首都圏に供給し、都民の生活を支えてきた地域が、東日本大震災の地震、津波により壊滅的な被害を被った。震災からの復興には、10 年かかるといわれる。原発事故被災地では、除染だけで1兆円もの予算を組んでいる状況である。原発事故は一刻も早く対処しないと、子供たちの健康が危険にさらされたままとなる。

震災復興は、急がないと若い人が土地を離れざるをえなくなる。

いまこそ、「国民の生活が第一」のスローガンに基づき、震災からの復興、放射能の除染を最優先で進めるべきであり、その終了までは外環道に予算を充てるべきではない。

2. 1兆2800億円の高額道路。本当に今必要か？

通常的高速道路が1kmあたり数十億円であるのに対し、外環道は1000億円近い事業費が見込まれている。破格に高価な高速道路である。しかし、料金収入は従来の収入と大差ないであろうことは疑いない。

合併施行方式で事業を行うにしても、料金収入が維持管理費程度(従来型的高速道路並みを想定。)に止まるとすれば、ほとんどの事業費が税金または高速会社の借入金で賄われることになる。

税金を充てるならば、毎年1,300億円に及ぶ事業費が必要となり、その分、災害復興、原発処理の予算が削られることになる。また高速会社の借入金であれば、料金収入不足から、将来への借金が積み増されることになる。

「コンクリートから人へ」のスローガンを思い起こし、1,000兆円に及ぶ国の借金を、少しでも減らしていくような施策を、ぜひ取って欲しい。

3. 外環道は東日本大震災規模に耐えられない？

東京では、マグニチュード(M)7.3が耐震基準となっていると聞く。しかし、東日本大震災はM9.0。オープンハウスで国土交通省外環国道事務所担当者に聞くと、耐震設計基準を変更する予定はない、とのこと。IC、JCT部分は、地下40mを走行する車両にとって重要な脱出路だ。多くの教訓を残した今回の震災に学び、M9.0に耐えうる設計とするように求める。

また、トンネル内火災発生時の避難方法、避難ルートはまだ決まっていない状態にある。これも、着工前に具体的に示してほしい。

4. 東京が震災に見舞われた時、東京に必要なものは？

救援活動に必要な道路機能は、遠方からの救援物資などを運搬する放射状の高速道路の通行確保が第一である。更に都市内においては、これらの放射道路のICから避難施設へアクセスする幹線道路の通行確保が重要となる。つまり、都市内では、外環道のようにICによって入出路が限られてしまう高速道

路の整備より、環八などの一般道路の沿道建築物の耐震強化、不燃化の方がより重要である。

また、いまだに多く残る木造密集住宅地の整備、ゼロメートル地帯での津波対策は、人命重視の点から、より緊急度は高い。

5. これほど大事なことを決めずに着工？！

●現在の費用便益比は、過大評価！

旧来の手法による費用便益比の算出方法は今後の人口減少、高齢化、低成長経済の現実を十分に反映していない。データを公開し、第三者による検証が必要。

●東名との合流部には信号が必要？

世田谷での出口のない、東名以南のないこの計画は、東名道に大きな負担をかける。既に10万台が走行している東名道の中に、8.8 万台の車が流入する。これだけの車を捌く能力が、東名に備わっているとは全く考えられない。急拵えの杜撰な設計である。

●マグニチュード 9.0 で、外環の JCT、IC は崩落する？

現状の外環道の設計は、東日本大震災に学んではいない。耐震設計の見直しは急務である。

(震災後の見直しは行っていない、と国の機関は回答している)

●トンネル内で火災発生！ パニックのドライバーたち？

トンネル内で火災が発生した時、或いは JCT、IC が通行不能となった場合、どのように避難するか。方式・ルートが未決定のままである。作ってから考えるのではなく、作る前に決めるべき。

●水道の水が汚染水？

シールド工法は、地盤安定剤を使用する。地下水汚染により、恵まれた優良な地下水に飲料水の過半の水源を依存している三鷹、武蔵野、調布の住民、一部で使っている大泉の住民は、有毒な飲料水を飲むことになるのではないか。安全性の“担保”に問題が見つかった。

●川が、池が涸れてしまう！ 野鳥も昆虫も死滅したエリア？

JCT、IC により地下水が堰き止められ、白子川、石神井川、善福寺川、神田川、野川の涸渇が懸念されている。三宝寺池、石神井池、善福寺池、井の頭池、成城みつ池の枯渇も心配されている。江戸時代以来、水源として涵養されてきた地下水の危機である。科学的な解決策の提示は急務。

●学校、病院が排ガスに襲われる！

16kmにわずか5本の換気塔。8.8 万台の排気ガスに、排気塔周辺地域の大気が汚染される。外環道沿線は、住宅のみならず、学校、保育園などの文教施設、更に病院などの医療施設も多い地域だ。換気塔の増設や、文教・医療施設に影響を及ぼさない立地選定などの再検証と十分な対策が必要。

●PM2. 5の環境基準はいつ達成できる？

大気汚染の検討に当たっては、PM2. 5の国が定めた環境基準をクリアすべきだが、現状、何の対応策も示されていない。環境アセスメントには項目すら存在せず、今後大きな問題になることは必至。

●住民の理解を得る努力は、道半ば！

国が約束した「対応の方針」を実現するための具体策は、何ら示されていない。また、青梅街道 IC 地域では、国・都との話し合いが一方向的に打ち切られている。着工前に、住民との約束である「きちんとした説明の機会」を設けなければならない。

外環ネット連絡先: 同会世話人 大塚康高 携帯電話 090-1858-6665

泡瀬干潟の埋め立て工事再開に抗議する！

ラムサール・ネットワーク日本 陣内隆之

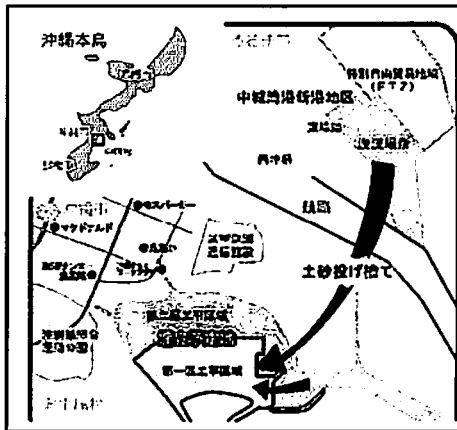
●泡瀬干潟埋め立てと新港地区浚渫

新港地区東埠頭の浚渫土砂を干潟・浅海域である第1区工事区域に投入して埋め立てる。

既に西埠頭ができているが、FTZ の企業は 1 社も利用していない。FTZ も空き地だらけ。

⇒東埠頭を浚渫する必要性はない。

埋め立て予定地の新しい土地利用計画は、規模が縮小した（187ha⇒96ha）だけで、確定判決で「経済的合理性がない」とされた内容と大差なく、需要予測が過大で科学的根拠がないペテン・トリック。



また災害防止対策がないため、地震による津波被害や液状化、さらには台風や高潮などの災害にも対応できない。

干潟の98%が保全されているとしているが、干潟とそれに続く浅海域は一つの生態系であり、すでに一期工事の影響で2区の自然環境も悪化している。

⇒新計画案に妥当性はない。

●工事再開は司法無視の公約違反！

2008 年 11 月 那覇地裁「泡瀬干潟埋め立て事業に経済的合理性はないとして、
公金支出差し止め」判決。

2009年4月 内外の批判を受け、泡瀬干潟への土砂投入が保留に。

2009年9月 泡瀬干潟埋め立て中止を公約した民主党政権の誕生。

前原大臣、泡瀬干潟埋め立て「1区中断、2区中止」を表明。

2009 年 10 月 原告勝訴の控訴審判決が確定。

しかし。。。

2010年7月30日 沖縄市が新しい埋め立て計画案を公表。

2010年8月3日 前原大臣、沖縄市の新計画案を了承し、埋め立て再開を決定。

2011 年 10 月 埋め立て工事再開！

《司法判断を蔑にした行政の独善的な再開決定》

確定判決は、埋立事業の経済的合理性について、新計画についても「相当程度に手堅い検証が必要」としている。

東門市長は、２０１０年の市長選挙で「①沖縄市の土地利用計画に経済的合理性がないときは、事業を推進しません。②泡瀬干潟を守り、貴重種・希少種の保護や持続可能な環境保全に取り組みます。」という協定を４党と取り交わして当選した。

ところが、

前原大臣は、“御用委員”による非公開の検証を根拠に、「堅めの検証がなされている」と一方的に宣言し、埋め立て再開を決定した。裁判で勝訴した市民や選挙協定を交わした4党の意見も聞かずに・・・。

《マニフェストを反故にした民主党政権》

民主党は、泡瀬干潟を一例に、干潟やサンゴ礁の保全を公約した。

「民主政策集 index 2009」より

・環境調和型公共事業

諫早湾干拓事業や吉野川河口堰改築事業、泡瀬干潟の埋立事業など環境負荷の大きい公共事業は、再評価による見直しや中止を徹底させます。

・海岸の保全

特に干潟と珊瑚礁については、その周辺も含めた保全を図り、日本に残された貴重な自然・生態系を保全します。

●公約違反の背景（推測）

米軍基地の辺野古移転を沖縄県に認めてもらうためのバター。

埋め立て工事は本土マリンコンが受注しており、官僚の天下り先への配慮。（政官財癒着体制の維持）

沖縄県を補助金漬けにすることで国の仕事も安泰という官僚の思惑。

⇒一連の手続きは民主的でなく正当性はない。

埋め立て事業には必要性、妥当性、正当性のどれもなく、工事再開を急ぐ理由はどこにもない。

●泡瀬干潟の保全は国際責務

東アジア・オーストラリア地域渡り鳥フライウェイにある泡瀬干潟・浅海域は、ラムサール条約登録湿地の潜在的候補地になっている。

2012年のラムサール条約 COP11 の国別報告書案では「沖縄県の泡瀬干潟において、人工島を作る大規模な埋立て計画が進んでいる等、一部において生態学的特徴の部分的な喪失が懸念されている。」と記載。

2010年の生物多様性条約締約国会議で採択された愛知ターゲットは、「2015年までに、サンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する」（目標10）など、生物多様性を保全するための国際的な約束。泡瀬干潟を埋め立てたら、この責任を果たせない。



直ちに工事の中止を！ 政治は行政の暴走を止める責任がある。

★不要不急の泡瀬干潟・浅海域埋め立てに投入される国税988億円は東日本大震災の復興費用に！

[目次に戻る](#)

リニア、この巨大な「公共事業」

巨額の借金を抱えるJR東海

JR東海が単独事業としてリニア中央新幹線計画をすすめている。その予算は東京―名古屋間5,4兆円で2025年開業、東京―大阪間9兆3百億円で2045年開業を目指している。しかしその金額の根拠や内訳は明らかにされていない。

リニア中央新幹線は、東海道新幹線のバイパスとして計画されている。しかし東海道新幹線の利用客が横バイなのに、割高な料金を払ってリニアを利用する人がそんなにいるとは考えられない。

これまで多くの巨大公共事業がそうであったように、この額も最終的には数倍にも膨れ上がるであろうことは容易に推測できる。

民間単独事業なら公共事業ではないと言いたげだが、そうはいかない。なぜならJRが国鉄から民間に移行した時、その債務約30兆円は、国家予算に組み込まれており、今の国の巨額の債務はその相当な割合を旧国鉄の赤字が押し上げているからである。

JR東海はまだ3兆円余りの借金を抱えている。それは分割民営化の後、新幹線施設などを新幹線保有機構から買い取った際の買い取りリース代約5兆円を減らしてきたものだということだ。これによって在来型新幹線よりも建設費のかかるリニアを、さらにあらたに5兆円の借金をして作るというのである。これが破綻するとJALのように、また国の税金が投入されるようなことになるだろう。民間会社とは言っても公共交通機関である以上、公共事業でない、などと都合のいいときだけの言い逃れは許されない。

そもそも採算は採れるのか？

リニア中央新幹線は、東海道新幹線のバイパスとして計画されている。

だが、建設費だけを取ってみると、リニアはそのガイドウェイがレールではない構造であることやほとんどが地下であるということから、在来型新幹線より約3割は高いものになると試算されている。採算をとろうとすれば、当然乗車料金は相応に高くしなければならない。東海道新幹線の利用客が横バイなのに、割高な料金を払ってリニアを利用する人が多いとは考えられない。在来線とのアクセスも無い。さらに利用客が減り東京湾横断道路のようになりかねない。高くても早く走ることを乗客は求めているだろうか。しかも日本の人口は減っていく。とすれば、東海道新幹線もリニア中央新幹線も、共倒れになるのではないか。

街中に直径30mの巨大な穴が5～10キロおきに

2011年5月に国交省がこの計画にG0サインを出したところで、今まで秘密に包まれていた計画の中身が少しずつ表にでてきた。

その1つに、大きな縦坑が5キロから10キロおきに掘られるということがある。大深度だから沿線住民への被害は少ないものと思われたが、このようなものが品川から横浜、川崎を通り、町田、稲城、相模原など住宅地の下も通り、山梨、長野へと抜けていく。

その周りには作業スペースや土砂の仮置き場などが置かれるので、相当な広さの現場が必要のようだ。残土がどこへ運ばれるのかも通過沿線住民にとっては深刻な問題になる。

震災のどさくさまぎれに G0 サインとは

このほかにも、南アルプスにトンネル、活断層をいくつも掘り進めていくこと、電磁波公害、電力浪費など多くの大きな問題が検証されないまま推進されている。

八ッ場ダムと同様、震災の後に、エネルギー問題のみならず、採算性も検証せずに「公共事業」もどきのリニア建設をどさくさまぎれに推進するようなことは許されないことである。

(リニア・市民ネット 懸樋 哲夫)

目次に戻る

2011年10月3日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎「新幹線」の建設中止を求める県民の会

代表委員 大石久仁子

新幹線総決起大会に自治体職員を動員することへの抗議と申し入れ

本日、長崎新幹線建設期成会は長崎市内において、九州新幹線長崎ルートの推進にむけ、過去最大規模の総決起大会を開催するとのことである。

この大会の目的について知事は、「早期整備に向けて県民の思いを中央に強くアピールする」としている。

断じて許されないのは、「県民の思い」をアピールするために、「参加は自治体の判断」としながらも、平日の昼間に自治体職員をこの大会に多数動員することである。

各種世論調査でも明白なように、長崎「新幹線」については、多くの県民が反対や疑問の気持ちを持っている。

そういう中で、自発的な県民の意思でなく、県民の税金を使い自治体職員を動員して「県民の思い」をあらわそうとするのは、今、社会問題として県民から厳しい批判があがっている、原発問題をめぐっての「やらせ」となんら変わらないものである。

以上を踏まえ、上記大会への自治体職員の動員について強く抗議し、以下のことを申し入れる。

記

1、今からでも「決起大会」への自治体職員の動員を中止すること。

2、新幹線に多くの県民が疑問を持っていることを踏まえ、強引な推進を行わないこと。

以 上 目次に戻る

1. 福島原発事故により証明されたこと

- ・ 核燃料の冷却が失われれば原子力発電所は短時間のうちに爆発し、放射能を閉じ込めるための「多重防護」はまったく役に立たず、深刻な放射能汚染を引き起こした。
- ・ 福島原発事故により、福島県の広い面積が人が住めない状態になり、町や村、国土を失うことになった。
- ・ 事故後の原発の処理方法は無く、メルトダウンした核燃料の状態すら分からない。その結果、原発事故の原因を解明することもできず、原発の安全対策は成り立たない。
- ・ 今後何十年に渡って、福島県民をはじめ、数千万人の住民が放射能の被害を受けつづけてゆくことになる。

制御ができない危険な原子力発電は、即刻停止・廃止すべきであり、核物質の安全な処理と、放射能汚染対策以外の原発の運転継続・維持のための予算は直ちに停止すべきである。

2. 平成 24 年度原子力関係予算案の批判

平成 24 年度の原子力関係予算案は総額 4188 億円で、23 年度と比べ 1.1%しか減額されていない。例年並み予算額が示していることは**原発利権の継続、原子力政策の官僚支配の継続**である。

原子力予算について、原子力委員会は方針で「事故からの復旧及び原子力発電の安全対策の強化に係るものを中心とする」としたが、一方で、「核燃料サイクル、放射性廃棄物、放射線利用、人材育成、保障措置及び国際の取組については、継続しないと国益を損ねると考えられるものに限って継続する」と、原発の維持・推進に変化は見られない。日本原子力研究開発機構に代表される天下り法人への予算額も温存されたままである。

菅前政権によって「事故原因の徹底究明の後、原子力政策の見直しを行う」という政治主導の方針が打ち出されたにもかかわらず、野田政権は官僚支配による原発推進維持の予算案を組んだことになる。福島原発事故を無かったものとし、原子力利権集団の利益を継続するための平成 24 年度予算案は許してはならない。

3. 原発事故で膨れ上がる原子力予算・再生可能エネルギー予算は原子力の半分以上

原発関連の予算は、これだけではない。環境省に新設される仮称・原子力安全庁には 504 億円の予算が計上されている。また、環境省関連の「土壌の除染費用」(3744 億円)「廃棄物処理の事業費」(772 億円)なども含めると、概算要求段階では、原子力関係予算は 9 3 9 3 億円で、今年度当初予算(4330 億円)の倍以上に膨れあがることが報道されている。このほかの放射能汚染対策や、原子力損害賠償、東電への資金投入などを合わせれば、さらに膨大な予算が原子力に投入されることになる。一説には、福島原発事故の損害は数十兆円に上るとの試算もある。

これに対して、自然エネルギーへの転換のための予算は、23 年度補正予算と合わせても 2100 億円あまりで、原子力関係予算の半分にも満たない。原発依存から脱却するためには、再生可能エネルギーを大きく伸ばすことが必要だが、**再生可能エネルギー促進のための国の予算は原子力・火力発電の予算に比べてあまりにも少ない。**

4. もんじゅ、六ヶ所村核燃料再処理

ウラン資源は石油などよりも早く枯渇し、あと 40 数年分しか地球上に存在しないと言われている。原発を継続するための口実のために行われているのが核燃料サイクル事業である。

高速増殖炉もんじゅについては、政府の提言型策仕分けの評価結果も踏まえて、細野原発事故担当大臣がもんじゅの廃炉も含めて検討すると発表している。この結果、概算要求でのもんじゅの運転再開費 22 億円は見送られたものの、来年度予算では 175 億円もの予算がもんじゅの維持のために計上され、昨年度の 216 億円から小幅の削減に

とどまっている。もんじゅでは、金属ナトリウムを電気で高温に温め液体に保つために、1日の電気代が5500万円もかかっている。

核燃料の増殖は実現が困難で、爆発の危険性が原発よりも高く、活断層疑惑がある高速増殖炉もんじゅの維持は文部科学省のエネルギー研究開発費の浪費でしかない。

ところが、もんじゅを保有する日本原子力研究開発機構の鈴木篤之理事長は1月6日、もんじゅの研究開発を続けたい考えを強調した。もんじゅがある河瀬・敦賀市長は「もんじゅの火は消さないでほしい」と、もんじゅの原発継続をアピールし続けている。

六ヶ所村核燃料再処理工場は、度重なる失敗を繰り返し、高レベル核廃棄物ガラス固化体の製造のめどが立っていない。たとえ技術的な課題が克服されたとしても、再処理により膨大な量の核廃棄物を生み出し、また、2004年の1年分の放射能を再処理工場は1日で大気と海に放出することになる。

2004年経済産業省では、使用済み核燃料をそのまま処分した場合4兆～6兆円しかかからないが、再処理の費用は約19兆円と4倍もの経費がかかる試算結果を出したが、再処理を進めるためにこの試算結果を隠し、公表しなかったことが報道されている。この費用19兆円はすべて電気代に上乗せされ続けている。

核燃料再処理への疑問や疑惑が噴出している中、再処理工場を保持している日本原燃は、1月10日、ガラス固化体製造試験再開に向け、ガラス溶融炉の熱上げ作業を開始したと発表し、核燃料再処理事業継続のための既成事実作りを強行している。

原子力発電そのものへの国民的な反対が巻き起こり、政府・国会においても福島原発事故の原因究明の後、今後のエネルギー政策を見直している最中にもんじゅや再処理の維持・継続を画策する文部科学省・経済産業省・日本原子力研究開発機構・日本原燃へ国家予算や電気料金から巨額の予算を投入することは、即刻停止すべきだ。

5. なぜ原発が継続・推進され続けるのか

原発震災によって危険性が証明された原発が、いまだに維持・継続されている根本原因のひとつが、政府が設置する委員会・審議会の委員のほとんどを原発推進側の専門家が選任されていることがある。

朝日新聞元旦の報道によれば、中立的立場で国や電力事業者を指導する権限を持つ内閣府原子力安全委員会委員と非常勤の審査委員だった89人中、班目委員長を含む3割近くの24人が、2010年度までの5年間に、原子力関連企業・業界団体から計約8500万円の寄付を受けていた。うち11人は原発メーカーや、審査対象の電力会社・核燃料製造会社からも受け取っていた。

とりわけ重大なのは、現在経産省・保安院が原発再稼働のための手続きと位置づけて進めている「ストレステストに係る意見聴取会」の委員であり、司会進行役を務めている岡本孝司・東大教授に三菱重工業から200万円が寄付されていたという事実や、委員である、阿部豊・筑波大学大学院教授は三菱重工業から500万円、山口彰・大阪大学大学院教授が(株)ニュークリア・デベロップメントから3,385万円の研究費を受け取っていた。

原子力産業から多額のお金を受け取りながら、原子力の安全を審査することは、利益相反であり、即刻委員会の除外されるべきである。

これは、無駄なダム事業を強行する国土交通省河川局の手口と共通している。お手盛りの有識者会議や河川委員会に委員に御用学者ばかりを選任し、官僚の書くシナリオにお墨付きを与え、事業を進行する構造を変えない限り、原発や無駄なダム建設が続けられるだろう。

紙面が尽きたので、マスコミ・報道の問題には触れられなかった。

以上

目次に戻る

「ハッ場ダム建設再開決定」に対する各主催団体からの抗議声明(要約)

◆「ダム検証のあり方を問う科学者の会」より前田国土交通大臣へ

2011年12月22日

今般、前田武志国土交通大臣がハッ場ダム本体工事費の予算案計上を表明したことに対し、私たち「ダム検証のあり方を問う科学者の会」は、強い憤りを覚え、これに厳しく抗議するものです。

ハッ場ダム建設の根拠はすでに破綻しています。利水における水需要の減少、治水におけるダムの効果の過大評価、さらに災害誘発の危険性についての検証の不徹底など、私たちが提起した問題に、国交省側はまったく答えることができませんでした。二度にわたる有識者会議の公開討論会への参加拒否がそれを雄弁に物語っています。(中略)

冒頭に述べたように、ハッ場ダム建設の科学的根拠はすでに破綻しています。破綻した根拠によって、ダム事業を進める政策をとろうというのですから、この政策は必ず失敗します。もろもろの局面でその失敗が明らかになった時、いったい国交省はその責任を誰がどのようにとるのか、それを国民にはつきりさせるべきです。これまで日本の行政は、そうした責任のとり方がきわめて曖昧でした。

さて、こうした形で建設再開の方針が表明されたからと言って、私たち「科学者の会」が、これでハッ場ダム問題と縁が切れるというわけではありません。これから私たちにはしなければならないさまざまな仕事が残されています。一つは事業が進む中で、すべての局面の監視と提言です。事業は必ず失敗するはずですから、その失敗をできるだけ未然に防ぐ手立てを講じなければなりません。

たとえ本体着工に至り、また本体が完成したとしても、私たちはそれを続けるつもりです。そしてハッ場ダム事業の失敗が国民の誰の目にも明らかになった時、それはダム撤去へと向かうことになるはずです。私たちはその時まで、ハッ場ダムと関わり続けるつもりです。(中略)以上、憤りと悔恨をもって、この度の予算案計上に抗議します。

◆「ハッ場あしたの会」より野田首相、前田国土交通大臣へ

2011年12月23日

このたび、ハッ場ダム建設を決定したことについて、私たちは歴史に残る愚挙であると考え、ここに抗議の意思を表明します。

ハッ場ダム計画は、これまで60年間、多くの人々に不幸をもたらしてきました。必要性が皆無であるにも関わらず、災害誘発の危険性が高いダム建設に着手することは、後の世代に取り返しのつかない負の遺産を押しつけることになります。(中略)

しかしこの間、国土交通省は、ダム絡みの生活を余儀なくされた地域の人々をダム推進キャンペーンに駆り立てる一方、ダムに依存しない真の生活再建や生活再建を支援する法整備には一切取り組もうとしませんでした。関東地方整備局によって実施されたダム検証も、科学性・客観性を欠くものであり、利権構造を守ることのみ熱心なその姿勢を国民にさらけ出すことになりました。(中略)

ダム予定地はこれまでも関連事業によって地形が改変され、凄まじい破壊が行われてきました。し

かし、ダム湖に水が貯められれば、地すべりなどの危険性が高まり、犠牲がさらに増幅することが懸念されます。貯水後のダムは、上流から流れ込む土砂で計画の数倍以上の速度で埋まり、ダムとしての機能を次第に失っていきます。ダムに溜まる土砂には、上流から流れ込むヒ素も堆積し、将来にわたって解決不能の問題が生じる可能性があります。また、数百年周期で大爆発を繰り返してきた浅間山による火山災害も、ハッ場ダムの出現によってさらに被害が大きくなる可能性があります。

こうした将来の危険性を考えるとき、かつて水没予定地でダム闘争に人生を奪われた住民が、ハッ場ダムは決して造ってはならないダムであると言い遺した言葉を、改めて噛みしめなければならないと思います。

今回の政府による決定は、官僚の暴走、政治の無力を私たち国民に強く印象づけるものでした。ハッ場あしたの会では、こうした状況を踏まえ、今後起こることが予想される様々な深刻な問題の追及に努め、さらに多くの人々にハッ場ダム問題を伝え、ハッ場ダム事業の中止をめざす活動を続けていく所存です。

◆「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会、各都県の会」より野田首相、前田大臣へ

2011年12月24日

12月23日、政府はハッ場ダム建設再開のための本体工事費の予算案計上を決定しました。ハッ場ダムの不要性、不当性を長年訴え続けてきた私たちは、この決定に対して心底からの怒りをもって抗議します。

本体工事費計上は、「民主党としては反対であるが、最終判断は政府にゆだねる」として決定されたものですが、現政権は民主党政権であり、その民主党が反対する決定を行う現政権とはいったい何なのでしょう。民主党の衣をかぶった官僚支配政権であること、すなわち、官僚の官僚による官僚のための政権であることを物語っています。

22日の午前、民主党と国交省の意見対立を調整するため、藤村修官房長官から「①利根川水系河川整備計画の早急策定とその洪水目標流量の検証、②ダム中止後の生活再建支援法の次期通常国会への提出を踏まえて、本体工事を判断する」という裁定が示され、これを前田国交大臣が「つつしんで受ける」ことを表明しました。

ところが、前田大臣は午後になると、本体工事判断の2条件などなかったかのように、本体工事費予算計上を発表し、その後、直ちにダム予定地の群馬県長野原町に行って報告を行い、ダム推進派の群馬県知事、地元町長らから大歓迎を受けました。この群馬県知事等への報告は23日の政府・民主党三役会議で、建設再開の方針が覆ることがないように、その方針を既成事実化するものであり、政府の決定手続きを軽んじる行為を行った前田大臣の責任はきわめて重大です。すべて、官僚たちが描いたシナリオ通りに演じる役者のようでした。そして、国交大臣が発表した方針には上記の2条件は今の取り組みとして付記されているだけでした。(中略)

私たちはこれからもハッ場ダムの不要性、不当性を多くの人に伝えて、世論を喚起するとともに、裁判で6都県に対してハッ場ダム事業からの撤退を求める判決が得られるよう、東京高裁での審理に力を尽くす所存です。

◆「水源開発問題全国連絡会」より野田首相、前田国土交通大臣へ

2011年12月25日

(前略)2009年、国民は民主党政権を選択しました。それはこれまでの政治のあり方を変えることに国民が賛同したからです。その一つが「コンクリートから人へ」「できるだけダムに依存しない治水・利水」でした。新規のダムは、その必要性を喪失し、自然環境と地域社会の破壊という負の遺産を残すだけであるということが国民の知るところとなり、多くの国民が民主党政権の成立に大きな期待を寄せました。

民主党政権成立後直ちに「川辺川ダム・ハツ場ダム中止」「すべてのダム事業の見直し」を前原誠司国土交通大臣が宣言しました。政治主導による河川行政の転換が一步を踏み出しました。しかし、その後の歩みは河川官僚と地方自治体首長たちに巻き返され、政策転換は後退に後退を重ねました。その象徴が「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の人選・運営です。ダム懐疑派の専門家は排除され、会議は非公開で行われました。同会議の「中間とりまとめ」と、それに基づいて国土交通省が各ダム事業者に示した「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」は、検証のシステムも内容もダム事業者の意向通りに進むようにつくられました。(中略)

このように検証の本来の目的である河川行政の方向転換を反故にして、ダム事業推進の結論が先にある検証の流れを断ち切らなければなりません。

私たちはハツ場ダム本体工事費計上決定の撤回を求めるとともに、現在の有識者会議を解散し、ダム事業者から報告される検証結果を“「できるだけダムに依存しない治水・利水」への転換”という視点で正しく審査する「事業検証検討審査会」を設置して、あらためてハツ場ダム検証報告の審査を行うことを求めます。

◆「全国自然保護連合」より野田首相、前田国土交通大臣へ

2011年12月29日

政府がハツ場ダム本体工事費の予算案計上を決定したことにたいし、強く抗議します。(中略)

治水対策でいま緊急に求められているのは、堤防補強と避難対策です。国交省利根川下流河川事務所の「平成19年度 利根川下流管内堤防詳細点検結果とりまとめ資料」によれば、利根川と荒川では、堤防強度の安全基準を満たしていない区間が利根川57%、荒川62%です。

また、国が公表した“首都圏水没”の報告書によれば、荒川や利根川の堤防が決壊して大規模水害が東京を襲ったら、最悪の場合は死者6300人、孤立者110万人とのことです。利根川が決壊すれば、場所によっては、千葉県や埼玉県も甚大な被害を受けることになります。

しかし、国交省の治水予算が巨大ダム建設に偏っているため、堤防改修はほとんど進んでいません。

そこで私たちは、ハツ場ダムの建設を中止し、堤防補強と避難対策に力を入れることを求めます。あわせて、吾妻渓谷の美観を保全しつつ、地元の方々の生活再建策を早急に実施することを強く求めます。

目次に戻る

2012年1月17日

内閣総理大臣 野田佳彦様
国土交通大臣 前田武志様

利根川水系河川整備計画の民主的な策定を求める要請

ダム検証のあり方を問う科学者の会

共同代表 今本博健、川村晃生

これから利根川水系について進められる河川整備計画の策定に関して下記のとおり、要請いたします。

昨年暮れ、八ッ場ダム本体工事費の来年度予算案計上は藤村修官房長官の裁定により、次の二つの条件が付きしました。一つは利根川水系河川整備計画の策定とその目標流量の検証であり、もう一つは次期通常国会への「ダム中止後の生活再建支援法案」の提出です。野田総理大臣が12月29日の民主党の「税制調査会と社会保障と税の一体改革調査会の合同総会」でこの二条件が本体工事予算執行の条件であると言明しましたので、二条件がクリアされるまで、執行停止の状態が続くことになりました。

これらの二条件は形だけのもので終わらせてしまうことなく、それぞれ真剣な取り組みが求められています。後者の生活再建支援法についてはダム計画に翻弄されてきた地元住民の生活再建が真に進められ、地元の地域振興を図ることができる実効性のある法案が策定されなければなりません。

そして、前者の河川整備計画の策定は河川法により、流域住民の意見を反映させることが求められています。1997年の河川法改正により、河川整備計画を策定する際は「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させる」(第16条の2)措置を講ずることになりましたが、このことについて国会審議で当時の河川局長が次の通り、答弁しています。

「言いつ放し、聞きつ放しというのでは全く意味がない、(略)必要なものについては修正をするという形で考えておりますので、まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。」(1997年5月9日衆議院建設委員会)

利根川水系河川整備計画の策定はこの河川法改正の本旨を踏まえて進められなければなりません。流域住民の意見が反映され、真に科学的な見地から十分な検討が行われるように策定の仕組みをつくることは是非とも必要であり、次の措置をとることを強く要請いたします。

① 利根川・江戸川有識者会議等の委員の人選のやり直し

利根川水系河川整備計画に関しては2006年11月から策定作業が開始されまし

たが、その後、間もなく中断されています。当時、5つの有識者会議、すなわち、利根川・江戸川有識者会議、渡良瀬川有識者会議、中川・綾瀬川有識者会議、鬼怒川・小貝川有識者会議、霞ヶ浦有識者会議が設置されました。しかし、これらの有識者会議の委員は何ら民主的な手続きを踏むことなく、専ら国土交通省関東地方整備局が選定したものであり、ダム問題を含む河川の諸問題を科学的・客観的な見地から審議できる委員は決して多くはありません。利根川流域住民の意見を踏まえて有識者会議委員を選任するように、改めて民主的な手続きによって委員の人選をやり直すことを求めます。

② 公開で議論ができる場の設定を！

利根川水系河川整備整備計画の策定のため、公聴会やパブリックコメントが行われるでしょうが、そこで出された意見がただ聴き置くだけで終わり、実質的に無視されてしまうことが心底から危惧されます。しかし、問題提起者と河川管理者が公開の場で十分な議論をして、問題点が浮き彫りになれば、河川管理者はそのことを河川整備計画に反映させなければならなくなると考えられます。その点で、河川整備計画の策定作業の一つとして、問題提起者と河川管理者が公開で十分な議論ができる場を設定し、議論がつくされるまで複数回開催することを求めます。

③ 利根川・江戸川有識者会議等の全面公開

利根川・江戸川有識者会議等の議論を市民がしっかり監視できるように、有識者会議を直接傍聴できるように完全公開にする必要があります。委員会の住民傍聴についての関東地方整備局の最近のやり方はモニターによる別室での傍聴になっており、住民を審議の場から隔離するようなことが罷り通っています。利根川・江戸川有識者会議等を全面公開にして利根川流域住民が直接傍聴ができるようにすることを求めます。

「ダム検証のあり方を問う科学者の会」

呼びかけ人：

今本博健（京都大学名誉教授）（代表）

川村晃生（慶応大学教授）（代表）

宇沢弘文（東京大学名誉教授）

牛山積（早稲田大学名誉教授）

大熊孝（新潟大学名誉教授）

奥西一夫（京都大学名誉教授）

関良基（拓殖大学准教授）（事務局）

富永靖徳（お茶の水女子大学名誉教授）

西園大実（群馬大学教授）

原科幸彦（東京工業大学教授）

湯浅欽史（元都立大学教授）

賛同者 126 名

集会宣言(案)

「ハッ場ダム本体工事費の予算案計上の撤回と 不要不急の公共事業の徹底見直しを追求します。」

2011年12月23日、政府はハッ場ダム建設再開のための本体工事費の予算案計上を条件付きで決定しました。ハッ場ダムの不要性、不当性を長年訴え続けてきた私たちは、これに対して心底からの怒りをもって抗議するとともにその撤回を求めます。

ハッ場ダム建設再開は民主党政権が2009年に国民に約束した「コンクリートから人へ」という理念に逆行するものです。

民主党政権の誕生直後は、政治主導による河川行政の転換が一步を踏み出したかに見えました。しかし、当時の前原誠司国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」はダム懐疑派の専門家を排除し、会議は非公開で行われました。同会議の定めた検証の枠組みは検証のシステムも内容もダム事業者の意向通りに進むようにつくられました。ハッ場ダム事業推進の検証結果はその当然の帰結でした。

このような、検証の本来の目的である河川行政の方向転換を反故にして、ダム事業推進の結論が先にある検証の流れを断ち切らなければなりません。

さらには、東日本大震災、福島第一原発事故に喘ぐわが国の現状においては、外環道、整備新幹線、中央リニア、泡瀬干潟埋め立てなどに象徴される不要不急な事業の復活は決して国民の理解を得られることではありません。これらの財源・人材・機材・資材は3.11東日本大震災の被災地の復興に充てられるべきです。

以上の理由により、下記五点を実践できる体制をつくり、速やかに実施することを政府と政権与党に求めます。

- ① 利根川の河川整備計画の策定において、改正河川法の趣旨にのっとり、今度こそ「ダムによらない治水」という理念を実現すること。そのために、利根川・江戸川等の有識者会議は座長及び委員の人事をやり直したうえで、流域住民の参加のもとに、公開の場で徹底した議論がつくされるよう、民主的な運営を行うこと。
- ② ハッ場ダム本体工事費の予算案計上決定を撤回するとともに、“「できるだけダムに頼らない治水・利水」への転換”という本来の理念に立ち返って、ダム検証のシステムを根本的に見直し、ダム推進の追認委員会と化した現在の国交省有識者会議の全面的な改組を行うこと。
- ③ ハッ場ダムを含めたダム予定地住民の真の生活再建に資する、普遍的なダム中止後の生活再建支援法を早急に策定すること。生活再建支援法は民主党「ハッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」が昨年9月に発表した法案を基本にすること。
- ④ 外環道、整備新幹線、中央リニア、泡瀬干潟埋め立てなどに象徴される不要不急な事業への予算案計上を撤回し、それら事業を抜本的に見直すこと。
- ⑤ これらに投入される財源・人材・資材・機材を3.11東日本大震災の復興にシフトすること。

私たちは広く国民運動を繰り広げ、これらのことを実現させることを宣言します。

2012年1月17日

「ハッ場ダム建設再開は許さない！！ ～不要不急の公共事業が続々復活？！～」

緊急抗議集会 参加者一同

【緊急抗議集会 賛同団体】 市民のひろば(大阪府)、海上の森野島の会(愛知県)、設楽ダムの建設中止！名古屋の会(愛知県)、自然の灯をともし原発を葬る会(鹿児島県)、STOPハッ場ダム・市民ネット(群馬県)、あすの楨尾川を考える会(大阪府)、平和食堂・吉田屋(東京都)、希望社会研究会(東京都)、美しい錦川を未来へ手渡す会(山口県)、ピースウォーク山口(山口県)、ニセコの粉雪を守ろう会(北海道)、立川・生活者ネットワーク(東京都)、農民運動茨城県連合会(茨城県)、渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会(栃木県)、ふるさとの清津川を守る会(新潟県)、石木川まもり隊(長崎県)、設楽ダムの建設中止を求める会(愛知県)、霞ヶ浦導水事業を考える県民会議(茨城県)、子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会(熊本県)、石木ダム建設絶対反対同盟(長崎県)、環境会議・諏訪(長野県)、成瀬ダムをストップさせる会(秋田県)、天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会(熊本県)、寒霞溪の自然を守る連合会(香川県)、北海道脱ダムをめざす会((社)北海道自然保護協会、十勝自然保護協会、北海道自然保護連合、富川北一丁目沙流川被害者の会、平取ダム建設問題協議会、苫小牧の自然を守る会、ユウバリコザクラの会、イテキ・ウエンダム・シサムの会、胆振日高高校退職教職員の会、自然林再生ネットワーク、下川自然を考える会、サンルダム建設を考える集い、環境ネットワーク旭川地球村、・大雪と石狩の自然を守る会、旭川・森と川ネット21、当別ダム周辺的环境を考える市民連絡会)、肱川漁業協同組合(愛媛県)、大洲市の住民投票を実現する会(愛媛県)、長浜町をまじめに考える会(愛媛県)、最上小国川の清流を守る会(山形県)、ウォーターワッチネットワーク(山形県)、相模川キャンブインシンポジウム(神奈川県)、茨城県の水問題を考える市民連絡会(茨城県)、兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会(石川県)、太田川ダム研究会(静岡県)、長良川市民学習会(岐阜県)、導水路はいらない！愛知の会(愛知県)、北海道の森と川を語る会(北海道)、NPO 法人伊賀・水と緑の会(三重県)、日本湿地ネットワーク(埼玉県)、千葉県自然保護連合(千葉県)、水道事業を考える土浦市民の会(茨城県)、大阪府安威川の治水を考える流域連絡会(大阪府)、有明海漁民・市民ネットワーク(東京都)、ダム反対鹿沼市民協議会(栃木県)、東久留米湧水・清流保全条例研究会(東京都)、千葉の千潟を守る会(千葉県)、築川のダムと自然を考える市民ネットワーク(岩手県)、環瀬戸内海会議(愛媛県・香川県・兵庫県・岡山県・広島県・山口県)、日本山妙法寺(東京都)、利根川の水と自然を守る取手連絡会(茨城県)、NPO法人アサザ基金(茨城県)、美しい球磨川を守る市民の会(熊本県)、球磨川・川辺川を未来に手渡す郡市民の会(熊本県)、市民ネットワーク千葉県(千葉県)、泡瀬千潟を守る連絡会(沖縄県)、石木ダム建設反対連絡会(長崎県)、溪流保護ネットワーク(長野県)、水と緑の会(長野県)、鳥海ダムと市民生活を考える会(秋田県)、思川開発事業を考える流域の会(栃木県)、リニア・市民ネット(東京都・山梨県・長野県・岐阜県)、市川緑の市民フォーラム(千葉県)、利根川・江戸川流域ネットワーク(千葉県)、新しいつくばを創る市民の会(茨城県)、都道小平3・3・8号線計画を考える会(東京都)、群馬県平和運動センター(群馬県)、国労高崎地方本部(群馬県)、新山梨環状道路北部区間反対連絡協議会(山梨県)、みどり・山梨(山梨県)、群馬の明日をひらく革新懇話会(群馬県)、「原発さよなら千葉」(千葉県)、新日本婦人の会群馬県本部(群馬県)、玉川峡(紀伊丹生川)を守る会(和歌山県)、まつど雨水の会(千葉県)、三番瀬を守る署名ネットワーク(千葉県)、首都圏道路問題連絡会(東京都)、高尾山の自然をまもる市民の会(東京都)、伊賀の特別天然記念物オオサンショウウオを守る会(三重県)、肱川・水と緑の会(愛媛県)、平和・民主・革新の日本をめざす取手の会(茨城県)、水と森の保全を考える・かわうそ倶楽部(東京都)、グリーンアクションさいたま(埼玉県)、やどりき水源の森ワーク(神奈川県)、度十の会(東京都)、越谷サステナ
の会(埼玉県)

以上 101 団体 (順不同)

《緊急抗議集会 実行委員会構成団体》

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

〒102-0083 東京都千代田区麹町6-4 麹町ハイツ 502(谷合周三法律事務所)
TEL: 03-3512-3443 FAX: 03-3512-3444

ハッ場あしたの会

[目次に戻る](#)

〒371-0844 群馬県前橋市古市町 419-23 TEL/FAX:027-253-6706

ダム検証のあり方を問う科学者の会

〒112-8585 東京都文京区小日向 3-4-14 拓殖大学政経学部 関良基気付
TEL:090-5204-1280

ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会

〒370-2133 群馬県高崎市吉井町吉井 547-3 サトカンビル 3F 角倉邦良事務所
TEL: 027-387-1432 FAX: 027-387-1433

全国自然保護連合

〒207-0016 東京都東大和市仲原3-10-1-C201 TEL/FAX 042-561-3248

ラムサール・ネットワーク日本

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F TEL/FAX:03-3834-6566

道路住民運動全国連絡会

〒193-0841 東京都八王子市裏高尾町 1343-1(高尾山の自然を守る市民の会内)
TEL:042-662-8115 FAX:042-669-7387

外環道7区市ネットワーク(外環ネット)

〒167-0041 東京都杉並区善福寺 3-34-5 TEL:090-1858-6665

水源開発問題全国連絡会

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28
TEL/FAX :045-620-2284

[目次に戻る](#)